

産業廃棄物処理業者の格付け手法検討調査

報 告 書

平成14年8月

目次

1.	はじめに	1
2.	調査の目的	2
3.	格付けの意義	3
3.1	産業廃棄物処理における排出事業者の責任と処理業者選定の必要性 ..	3
3.2	処理業者選定のための格付け（ニーズと実施動向）	5
4.	他分野での格付け例	9
4.1	債券格付け	9
4.2	事業者の環境パフォーマンス評価	11
4.3	その他の格付け類似事例	12
5.	産業廃棄物処理業者格付けモデルの検討	16
5.1	産業廃棄物処理業者格付けの前提	16
5.2	格付けの目的と範囲	16
5.3	排出事業者責任に係るリスク回避を主眼とする格付け	18
5.4	その他の観点からの格付け	19
5.5	産業廃棄物処理業者の格付けモデルとは	21
5.6	評価項目の重み付けに関する整理	23
6.	格付けモデルの検証	26
6.1	格付けモデル案	26
6.2	モデル案に基づく現地調査を含む実地検証	40
6.3	信用調査情報等による経営財務状況の分析	45
6.4	今後の課題	49
7.	産業廃棄物処理業者格付けの事業化の検討	57
7.1	格付け事業の事例検討	57
7.2	格付け事業主体の検討	72
8.	おわりに	77

環境省委託 『平成13年度 産業廃棄物処理業者の格付け手法の検討調査』
検討委員会名簿 (順不同)

委員長	山田 洋	一橋大学大学院 教授
副委員長	大沼あゆみ	慶應義塾大学経済学部 助教授
委員	山田正人	独立行政法人国立環境研究所 主任研究員
委員	佐藤 泉	弁護士
委員	高橋秀夫	(社)経済団体連合会 環境・技術本部長
委員	鈴木聰男	(社)東京都医師会 理事
委員	林 勉	(株)渡辺組 代表取締役副社長
委員	大塚元一	(社)全国産業廃棄物連合会 専務理事
委員	堀之内博一	日本政策投資銀行 環境・エネルギー部長
委員	成松恭多	スタンダード&プアーズ マーケティングディレクター
委員	上田三夫	東京海上リスクコンサルティング(株)取締役

産業廃棄物処理業者の格付け手法の検討調査

1. はじめに

近年、社会問題化している廃棄物の不法投棄問題や産業廃棄物の処理の適正化等についての社会的な要請を踏まえ、廃棄物処理法はこれまで数次にわたり改正され、特に、平成12年度の改正により、排出事業者の責任が大幅に強化されたところである。

そのため、排出事業者の間において、円滑な事業運営を続けていくためには、信頼できる産業廃棄物処理業者の選定が極めて重要な要件であるという認識が高まっている。さらには、産業廃棄物処理業者の選定を行う際の判断材料としての「産業廃棄物処理事業者の評価・格付け」が強く要請されるようになってきている。

一方、産業廃棄物処理業者側においても、一部の不心得者による不法投棄等が大きく報道されるにつれ、処理業界全体が社会的に厳しい見方をされるという状況におかれることを懸念し、自らの適正かつ確実な処理を行う能力に対する客観的評価・格付けに向けての取組みは、産業廃棄物処理業界における情報開示の一つの試みとして、その透明性の向上に寄与するものであり、結果的に優良な処理業者の育成につながるとの意識変化がみられるようになってきている。

また、こうした一連の試みによって、排出事業者が容易に優良な処理業者を委託先として選定できるようになり、両者の利益に適うのみならず、産業廃棄物処理を中心とする、いわゆる静脈産業全般に対する社会的な信頼性を向上させることにもなると見込まれる。

このような状況を踏まえ、こうした産業廃棄物処理に対する社会的要請に応えるため、本検討調査は、産業廃棄物処理業者の格付けのためのモデル的な手法をとりまとめ提案し、もって格付けを行おうとする機関等が、その役割を果たすことのきっかけとなることを期待するものである。

2. 調査の目的

平成 12 年の廃棄物処理法改正により、産業廃棄物処理における排出事業者の責任が強化された。これにより、排出事業者にとって、処理を委託する処理業者の選択は重要な課題となり、そのための『処理業者の格付け』の必要性が排出事業者の間で認識されるようになってきている。しかし、現在のところ、処理業者の格付けについての具体的な動きは見られない。これは、処理業者の格付けに関して公表された手法がないこと、それ故に、格付けに関する社会の共通概念が形成されていないこと、等の要因によるものである。

本調査は産業廃棄物処理業者の格付けへのアプローチを試みるに際し、どのような考え方に基づくべきかを整理し、民間における格付け事業が進展することに資することを目的とするものである。

なお、併せて格付け事業の事業主体のあり方や、格付け情報の取り扱い方法等についても、類似制度の例を参考に検討する。

なお、現に民間会社により行われている「格付け」とは、そもそも、英語の「Rating」からきているものであり、その意味するところは、「特定の評価軸に基づく区分または順位付け¹」である。それは、即ち、特定の評価軸のみから捉えた結果の表象であり、合格・不合格、適・不適といった判断を示したものではない（あくまで、そうした意思決定のための材料の提供である）。同時に、特定の評価軸以外から導き出す結果を示すものでもない。本検討調査においても、「格付け」を「Rating」として捉え、使用する。

¹ Oxford Advanced Learner's Dictionary の説明

3. 格付けの意義

ここでは、産業廃棄物処理業者の格付けを行う意義に関して整理する。具体的には、排出事業者責任の強化に伴って適正処理業者の選定が必要になった社会的な背景と、格付け手法の有用性に関する考察を行う。

3.1 産業廃棄物処理における排出事業者の責任と処理業者選定の必要性

産業廃棄物は、そもそも排出事業者にとって不要な物であるため、処理費用を払って適正に処理しようとする動機付けが働きにくい性格を有しているため、ややもすると不適正な処理が行われがちであった。そのため、近年においても、悪質な業者が適正処理を行わないまま不法投棄した産業廃棄物が放置され、生活環境保全上の支障が生ずる事態等が頻発しており、これまでの制度では、法目的が十分達成できない状況にあった。

さらに、排出事業者は、その産業廃棄物を最終的に適正に処理する責任を負っているにも関わらず、直接の法律違反行為のない排出事業者には措置命令を課すことができないこととされていたため、不法投棄が行われた場合であって、原因者が不明な場合には、行政代執行として、都道府県・国の公費及び一般的な排出事業者等の任意の出えん等の負担において、原状回復が行われてきたが、不法投棄された廃棄物の排出事業者の責任追及がなされないことは、社会通念・社会正義に照らして、不公平・不合理であるとの指摘がなされてきた。

そこで、平成12年の廃棄物処理法改正では、排出事業者の処理責任に基づく具体的義務を強化することとし、以下のような規定を設け、本法に直接違反行為のない排出事業者であっても、所定の要件下で、その注意義務を果たさなかったことを根拠に措置命令の対象としたものである。

廃棄物処理法の平成 12 年度改正(抜粋)

第 19 条の 6 前条第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第 12 条第 5 項及び第 12 条の 2 第 5 項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 第 19 条の 4 第 2 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

こうした不適正処理が行われた場合に排出事業者が一定の責任を負うとする根拠は、排出事業者責任の原則の下で最終処分までの適正な処理を確保すべき注意義務に違反したことに基づくものであり、当該注意義務違反の場合の例示として、処理に関し適正な対価を負担していないとき、不適正処分が行われることを知り、または知り得たときを規定するとともに、第 12 条第 5 項及び第 12 条の 2 第 5 項の規定の趣旨に照らして排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるときと規定している。

このように、排出事業者に対する措置命令は、排出事業者の処理責任に照らして、支障の除去等の措置を採らせることが適当な場合に行われるものであり、

あらかじめ一定の行為を行ってさえいれば免責されるという仕組みではないため、排出事業者は、自らの産業廃棄物が不法投棄等されることを未然に防止するため、まず第一に処理業者の選択において必要な注意を尽くさなければならないことになる。

3.2 処理業者選定のための格付け（ニーズと実施動向）

排出事業者の中に廃棄物処理に関する専門的知識を有するものは少ない。委託処理先である収集運搬業者や中間処理業者の選定は、廃棄物排出現場の担当者の判断でなされる場合が多く、またそれは従前からの契約継続を前提としており、担当者が代わったとしても同様である。また、本社がそうした機能を有していた場合においても、程度の差こそあれ、委託処理業者の諸事情や、産業廃棄物処理全体にかかる知識等に関しては不足しているのが現実である。

前述のように、排出事業者側には、適正かつ確実な処理を実施できる処理業者を自ら選定し、排出事業者が原状回復義務を課されるリスクを低減させるニーズが存在することから、処理業者の信頼性に関する評価や順位付けを実施する仕組みの創設が求められ始めている。

そうした動きは、医療の分野をはじめ次第に顕在化してきている。特に、(社)東京都医師会では、不法投棄に係る医療廃棄物への世間の関心の程度や、不法投棄に関連する者として医療機関の名前が出た場合の当該医療機関の社会的評価への影響の程度、あるいは医療機関自体が排出事業者としての適正処理への配慮が不足していること等に鑑み、医師会自ら専門家による処理業者・施設への訪問調査・確認の実現へ向けた仕組み作りを検討し、早期実施を目指した取り組みを始めている。

こうした医療廃棄物分野における処理業者の信頼性への配慮に係る取り組みは処理業者側においても見られ、(社)全国産業廃棄物連合会が進めている「医療廃棄物適正処理推進プログラム（ADPP = Advanced Disposal Promotion Program）」のように処理業者自らが自社施設をチェックし改善計画を作成・公表するといった自主的な情報公開への動きが出始めている。その実施手順の概略は以下のとおりである。

ADPP 実施手順

参加処理業者は、廃棄物処理法などの関係法令を遵守するとともに、連合会が定める感染性廃棄物処理自主基準にもとづく適正処理を実践する。



参加処理業者は、連合会が策定したチェックリストを用いて自己の処理を診断し、問題点については改善計画を策定する。



参加処理業者は、診断結果および改善計画を連合会に報告する。



連合会は、チェック結果を確認するために参加業者に対する立入検査を実施する。



確認の後、連合会から参加処理業者へ ADPP 参加ステッカーを配布する。



連合会は、提出されたチェックリストの要約版を冊子としてとりまとめ、関係団体等に配布するとともに、インターネットを通じて公開する。



ADPP 参加ステッカー

また、建設業界では、従前より適切な処理業者を選定するよう呼びかけており、平成 12 年 5 月には、建設九団体副産物対策協議会が、適正処理業者の選定や当該選定を通じた優良な建廃処理業者育成を目的とした「産業廃棄物処理業者選定のための手引き」を策定し、現在まで業界内排出事業者に対し 2 万部を配布しているほか、業界団体のホームページに掲載するなどしている。その概略は以下のとおりである。

選定の手引きに基づく廃棄物処理業者選定フロー

委託候補の処理業者をリストアップする。



廃棄物処理法上の確認をする（許可証の確認等）。

- 許可を保有しているか、有効期限内か、委託廃棄物が許可対象範囲か等



処理施設を確認する（現場踏査）。

- 施設位置、構造が許可内容と合致するか、許可外廃棄物を受入れていないか、保管施設が処理能力を上回っているか、十分か等



運営の確認をする（書類の実査・管理者の面談）。

- 残渣処分先の確認、マニフェスト管理の実務確認、施設運営方針の確認等



上記評価から適切と思われる処理業者を選定し、委託契約を結ぶ。

排出事業者側だけでなく処理業者側を含めた適正処理への関心は、業界による差こそあれ、急速に高まりつつあることは確実であり、このため処理業者の廃棄物処理に係る信頼性を評価し、処理業者を選定する手法として注目されるのが「格付け」である。

こうした点を踏まえて、排出事業者が、適正かつ信頼できる産業廃棄物処理業者を選定する手法としての「格付け」を考える場合、以下のように整理できる。

処理業者選定に係る格付けの意義

- 排出事業者側は、適正な処理費用を負担するよりもずっと割高になる原状回復費用を負担するリスクの回避をしようとして、適正かつ確実な処理を行える処理業者を選択するための判断材料を欲しており、処理業者の信頼性についての格付け情報のニーズが存在する。
- 優良な処理業者は、排出事業者からの受託や住民の信頼を得ようとして、悪質業者や能力の低い業者と区別され、自らが優良業者、信頼できる業者であると客観的、公平な方法により認定されたいと考えており、信頼性についての格付けはこのニーズに応え得る。

- こうした中で、もし処理業者の適正性、信頼性に係る格付けが実現すれば、排出事業者に対しては、優良業者、信頼できる業者を選択しようとする意識をさらに浸透させることになると同時に、処理業者に対しては、優良化しようとするインセンティブを与えることになることと期待される。

このような格付けは、一見、公的部門で行うことが適当であるかのように考えられるが、次のような理由により、コンサルタント会社や民間の格付け機関等により行われることがふさわしいと考えられる。

公的部門が行う格付けは、いわゆる「お墨付き」として機能してしまうことになり、本来の格付けの趣旨とは異なるものとなってしまう。

排出事業者が産業廃棄物の処理を依頼する処理業者を選定するという行為や、処理業者が顧客となる排出事業者を獲得するという行為は、マーケットの中で行われるものであり、そこに影響を及ぼすことは公的部門の役割として適切でない。

民間部門で格付けを行えば、格付け機関同士の間で、格付け情報の質の高さ、内容の充実、情報の信頼性などについて競争を促進することになり、より確実に質の高い多様な情報が得られる可能性が拡がり、排出事業者側・処理業者側ともにより自らのニーズに合致した格付け機関を選択することが可能になる。

4. 他分野での格付け例

「格付け」とは、特定の評価軸から捉えた結果の表象であり、当該評価軸が何であるかにより大きく異なることになる。

ここでは、現在どのような「格付け」が存在しているか、そして、評価軸の設定とその結果としての格付けが如何なる関係にあるか、を現行の「格付け」手法について概観する。

4.1 債券格付け

(1) 既存の格付け事業

現在、業として存在する格付けは、債券格付けを中心とした格付け事業である。こうした格付け事業では、その格付けの種類（債券格付け・発行体格付け・優先株格付け等）から、格付け手法・プロセス、そして格付け結果や理由までを公表しており、このことは、外資系の格付け会社においても国内系の格付け会社においても同様である。これは各格付けの客観性・透明性・信頼性を担保し、もって、当該格付けの商品価値を高めることを目的としているからである。

債券格付けを事業形態で見れば、債券の発行主体からの依頼に基づき実施する場合（依頼格付け）と、投資家等格付け情報を必要とする者からの依頼に基づき実施する、あるいは商品としての格付けの汎用性や価値向上等を目的として格付け機関が自らの意思で実施する場合（勝手格付け）とがある。

また、こうした格付けは、その目的やそれをカバーする程度等により、評価のポイント・範囲は勿論のこと、格付けする側のアプローチ（格付記号・公表範囲等）も大きく異なることになる。

そこで、最も一般的な格付けである債券格付けを以下において概観する。

(2) 債券格付けとは

債券格付けとは、「ある特定の債務、特定の種類の債務、または特定の金融プログラム（ミディアム・ターム・ノートとコマーシャル・ペーパーを含む。）についての債務者の信用力に関する現時点での評価を示すもの」とされており、

その目的や格付け対象を明らかなものとしている。例えば、スタンダード&プアーズ社は、以下のような格付けの定義・特徴等を掲げている。

債券格付けの定義

- 債券格付の定義：将来の債務履行能力のたしからしさを表記するものである。
- 債務不履行（デフォルト）の定義： 約束された債務が履行されなかった場合、経営破綻でなくても債務不履行とみなす。

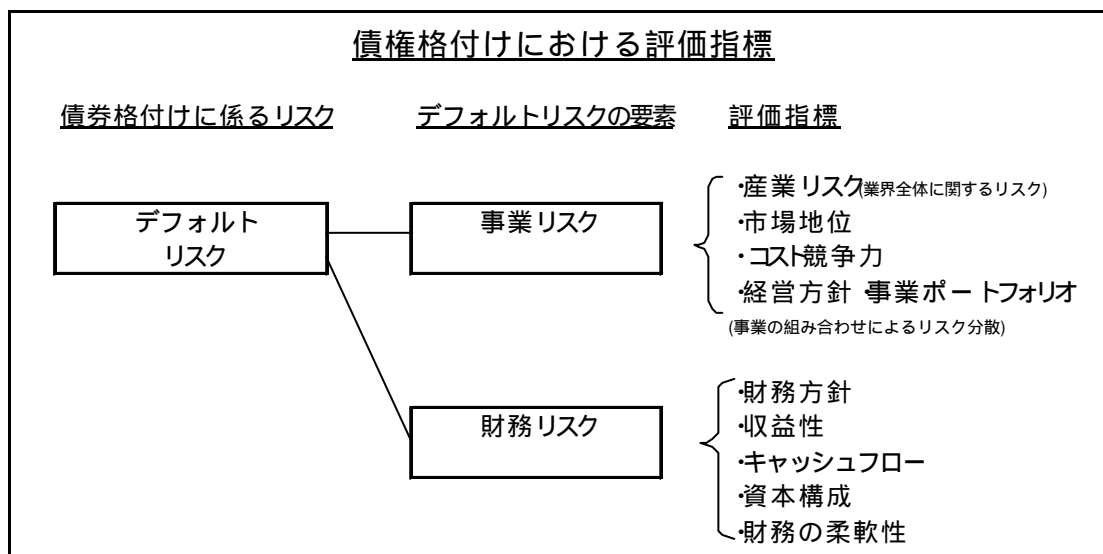
債券格付けの技術的な特徴

- 国際比較に基づいた定性および定量分析である。
- 世界共通の格付け基準がある。
- 事業リスク・財務リスク分析からなる分析のフレームワーク構成とする。
- 本業からの利益・キャッシュフローを重視する。
（営業活動からもたらされるキャッシュフローで時間的齟齬を来さずに債務負担をカバーできることの確実さをもって評価する。）

- 会計基準を問わず実質的な影響を分析する。
- 国内・国外の同業・非同業他社との比較を行う。
- 格付けの表記にあたっては、AAA から D の符号を用いる。

格付け分析の留意点

- 債券格付けは「社格」ではない。
- 債券格付けアナリストと株式アナリストは視点が異なる。



4.2 事業者の環境パフォーマンス評価

ここ数年、環境配慮型投資信託（以下、エコファンド）が人気を博し、その結果、企業の環境問題への取組みに対する評価・格付けが行われている。それらは「環境格付け」と呼ばれ、企業の環境経営への取組み等の環境関連分析と財務分析との2つの指標を総合的に判断している（どちらの分析を先に行うかは、実施主体により異なる）。

また、このようなエコファンドという投資信託商品設計のための環境格付けとは別に、環境格付けを環境に配慮している事業者に対する広範な支持基盤を築くための有用な手法と位置付ける環境経営格付け機構（以下、SMRI）や、海外においても、企業の環境を含めた社会的責任に関する評価ランキングを消費者に提供する Council on Economic Priorities（以下、CEP）等があり、独自の環境格付けを行っている。

このように、目的別に存する環境格付けではあるが、環境関連分析の評価指標・項目自体は共通点も少なくない（勿論、採点・スコアリングにおける評価は目的別に大きく異なる）。共通する代表的な評価指標・項目は以下のとおりである。

環境関連分析の代表的評価指標・項目

環境影響（定量的評価）

- エネルギー等使用量
- 廃棄物発生量
- リサイクル状況
- 有害物質使用状況

環境マネジメント（定性的評価）

- 経営指針に環境への取組みが含まれているか
- 環境への取組みを行う組織体制が整備されているか（専属役員含む）
- 環境マネジメントシステムが構築されているか（環境監査・環境会計・ISO14000等）

情報開示（定性的評価）

- 環境情報開示の方針・体制を有するか
- 環境報告書を公表しているか

法規制遵守（定性的評価）

4.3 その他の格付け類似事例

上述のように、いくつかの格付け事業が実施されているが、他にも格付け事業に類似する事業形態が存する。そこで、そうした事例概要を以下において整理・提示する。

(1) 保険料率の算定

保険会社は、自らの事業リスクを回避するために、詳細な顧客情報の入手が不可欠であり、そうしたリスク回避のため、自社内の規定に基づくリスク評価のための現地調査を実施する場合は常である。但し、そうした調査は、金額の多寡や保険商品の特殊性、あるいは被保険会社（あるいは被保険者）の特殊性等に応じて、当該分析に係る専門性を有する外部機関に対し、調査等を依頼する場合がある。

そうした求めに応じ、当該分析結果を数量化し一定の表記方法で示す作業を現状においては、保険会社の子会社等関連会社、または外部専門機関が担っている。たとえば東京海上リスクコンサルティング株のリスク評価手法やそれに基づく保険料率の算定基準の考え方は以下のとおりである。

<u>火災・爆発リスクの評価のための5項目(MCOPE)</u>	
Management（防災管理）	安全管理組織・規程、教育・訓練
Construction（建物構造）	レイアウト、耐火・不燃化、防火区画
Occupancy（用途・工程）	火災荷重の軽減、火気管理、保守
Protection（消防火設備）	私設消防・公設消防
Exposure（類焼危険）	近隣からの類焼防止対策

	火災予防	拡大防止	火災制圧
Management 安全管理			
Construction 建物構造			
Occupancy 用途・工程			
Protection 消防火設備			
Exposure 類焼危険			

:特に重要 :重要

火災リスクのマトリックス

(保険引き受け)

保険料率への反映

- 基本料率 × 修正係数 (リスク評価結果でプラスマイナス) = 適用料率
- リスク改善の動機付け
- リスク評価時に改善提案を行う

ここでいう「保険料率」とは、保険料の保険金額に対する割合をいい、保険料を計算する際に基本となる数値をいう (保険料とは、上記のとおり契約者が保険契約に基づき保険会社に支払う金銭をいう)。ここでは、保険料率の基礎となる基本料率に、前述の個別のリスク評価に基づき、基本料率に一定の修正係数を乗じることで、適用料率を算定し、自らの事業リスクを回避・低減に努めている。

(2) その他の類似事例

a. 行政評価

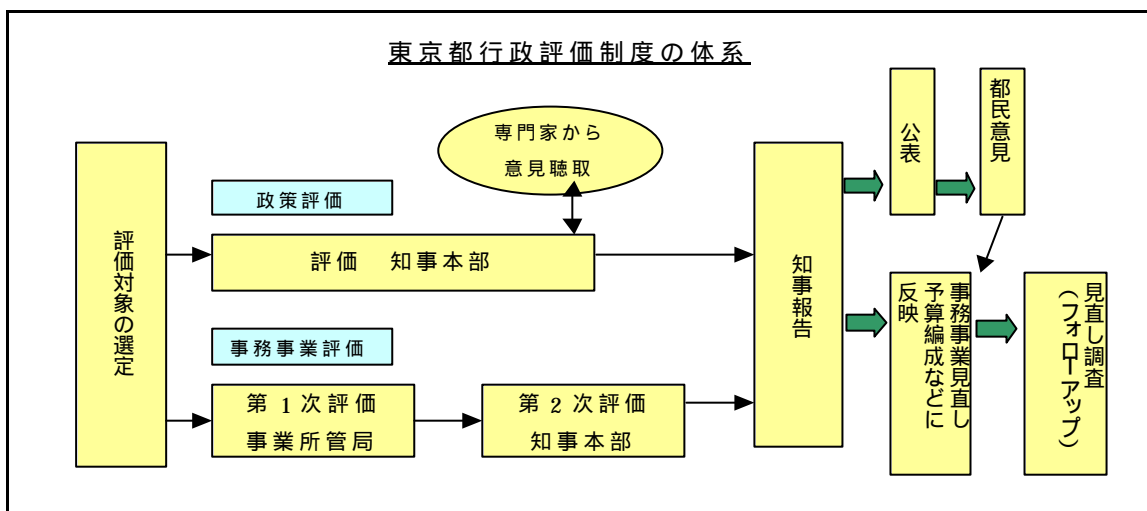
国及び地方自治体の財政状態の悪化が社会問題化している中で、行政が実施している様々な事業の定量的な評価の必要が叫ばれ、近年、地方自治体を中心に個別の事業評価が外部専門機関により実施され始めている。そのような動きは自治体財政状況全般の評価の実施に発展している。

そもそも「行政評価」とは、施策や事務事業の目標や成果を数値など市民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評

評価結果を市民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直し等に反映させていくことを目的としている。制度のねらいと制度体系は以下のとおり（東京都ホームページより抜粋）。

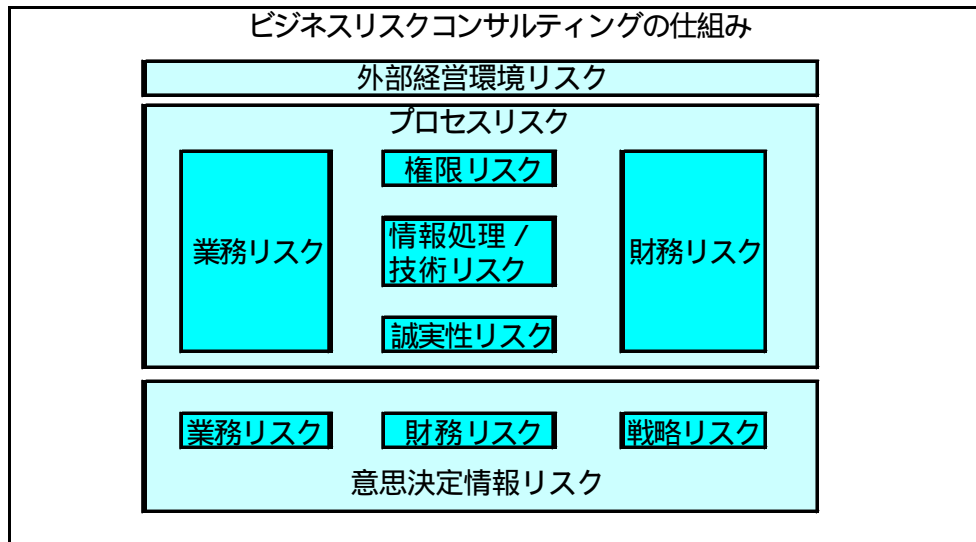
（制度のねらい）

- 行政目標を設定し、成果を分析するという仕組みにより、成果を重視した政策を実現
- 評価結果の公表による、施策や事務事業への市民関心度の向上を図ることにより、行政内部における効率化インセンティブを実現



b. ビジネス・リスク・コンサルティング・サービス

最近の不良債権問題や会計監査の限界等を背景とするリスク・マネジメント・ブームに乗って、企業が自らの顧客企業が抱え得る不正経理や資金横領問題、欠陥商品等のリスクを事前に調査分析することのニーズが高まっており、それに応じて、外部の専門機関が、顧客企業のリスク評価を実施し、評価結果を報告・提供するサービスが始められている。これらサービスは、現在その依頼件数を伸ばしている。サービスの概要は以下の通りである（アンダーセン社ホームページより抜粋）。



- ビジネスリスクモデルとは、企業のリスク領域を定義し、どのようなリスクが企業に影響を与えるかを分析するための総合的なフレームワークである。
- リスクの源泉を3つの区分（外部経営環境リスク、プロセスリスク、意思決定情報リスク）に分類、業種別に70以上のリスクを網羅している。
- リスクに関する共通言語を構築している。

5. 産業廃棄物処理業者格付けモデルの検討

ここでは、前項までに見てきた、現存する様々な「格付け」モデルをもとに、「産業廃棄物処理業者格付け」モデルの検討を行う。そのためには、まず、格付け評価軸の設定の考え方を整理する。なお、格付けの評価軸は、格付け目的と相互的な関係にあるので、格付け目的を明確にしつつ検討をすすめる。

5.1 産業廃棄物処理業者格付けの前提

本項で論じる産業廃棄物処理業者格付けには、前述の格付けの定義「特定の評価軸に基づく区分または順位付け」を当てはめることとする。

ここまで見てきた債券格付けにおいても、「良い会社」を評価しているのではなく、「債務返済能力」という限定された評価軸に基づく評価である。一般的な「良い会社」というのは、「製品の良い会社」、「労働条件の良い会社」、「社会貢献の度合いが高い会社」等、評価軸が多数存することになり、それら評価軸を限定しない限り、目的にかなった格付け(= rating)は不可能となる。

同様に、ここで論じる産業廃棄物処理業者格付けも、「良い処理業者・悪い処理業者」という処理業者の包括的評価をしようというものではなく、債務履行能力、環境負荷、処理能力等、それぞれの評価軸に基づく個別評価を以って、産業廃棄物処理業者の格付け(= rating = 特定の評価軸に基づく数量的評価)とする。

5.2 格付けの目的と範囲

格付けに際しては、その目的やそれをカバーする程度等により、評価のポイント・範囲は勿論のこと、格付けする側のアプローチ(格付記号・公表範囲等)も大きく異なることになる。前述のとおり、債券格付けでは、その目的を「企業の発行する個別の債券について、約定通り元利金が支払われる確実性の程度を一定の符号によって投資家に情報として提供するもの」とし、その目的や格付け対象を明らかなものとしている。

産業廃棄物処理業者の格付けにおいても、債券格付けの例と同様、目的と範

困を明確にしなければならない。漠然と「良い産業廃棄物処理業者」の格付けとしては、その格付の利用者にとって有用な情報なのか否か、信頼できる情報なのか否か判断のしようがない。したがって、格付けを行うに際しては、まず以下の点を明確にしなければならない。

産業廃棄物処理業者の格付けを行う際に明確にすべき項目

誰のための格付けか

何を目的とする格付けか

何を評価することによる格付けか

は、すなわち格付け情報を利用するのは誰かということである。格付け情報を利用する者としては、排出事業者、金融機関、投資家、処理業者自身などが考えられるが、それぞれは立場が異なり、イメージする、あるいは必要とする評価軸は異なる。

格付けの目的は、 が明確になれば、ある程度絞り込まれてくる。しかし、個々の格付け利用者もさらに様々な角度からの格付けを必要とし、また期待している。たとえば排出事業者は、委託処理に伴うリスクを回避するための格付け、処理の継続性を比較するための格付け、処理受け入れ可能量を知るための格付け、などを必要とする。また、それらを総合した格付けを必要とする場合も考えられる。このような、何を目的とする格付けかが明確とならない限り、その利用価値は小さいものとなる。

は、格付けを行うための評価項目であり、それは格付け目的に応じて大きく異なる。また、格付け主体の考えの相違によっても、評価項目は異なってくる。これらは、格付け情報の利用者が自分自身で格付けを実施する場合には、

情報利用者及び、 格付け目的が明確となることから、自ずと 評価項目も明確となるが、格付けを実施する者とその情報を利用する者とが異なる場合には、評価項目自体を明確に開示する必要がある。

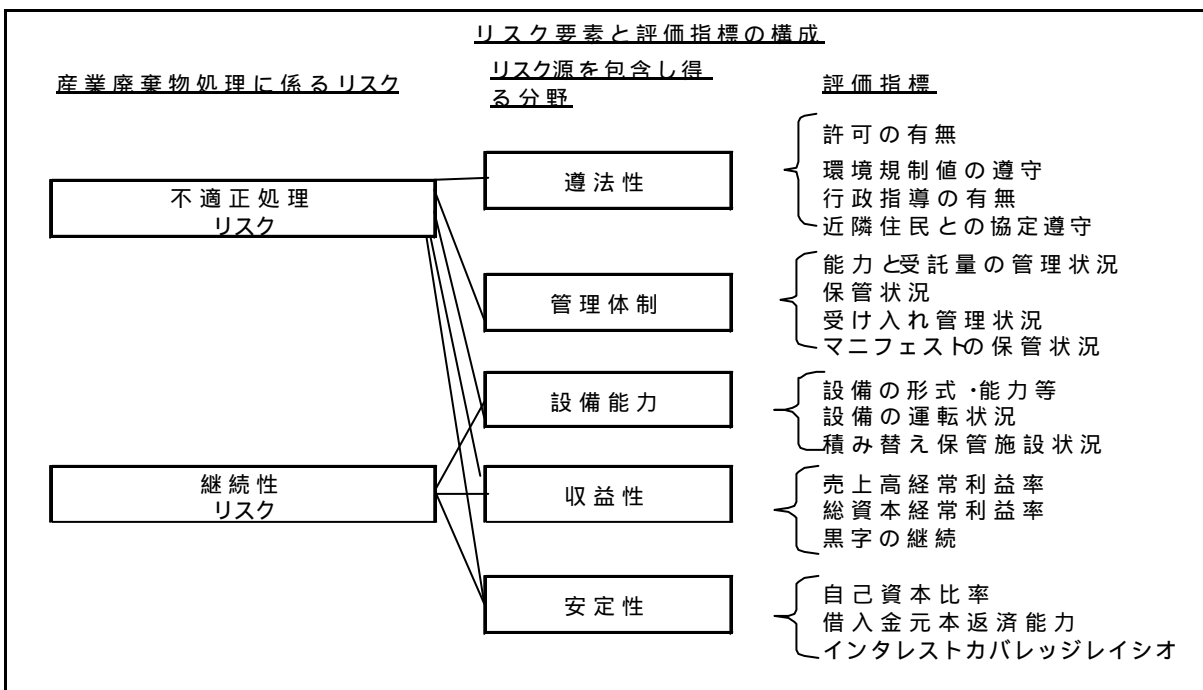
以下において、重要な評価項目が異なることの格付け自体への影響に関して整理する。

5.3 排出事業者責任に係るリスク回避を主眼とする格付け

ここで検討対象とする格付け手法は、排出事業者により処理を委託された処理業者が不適正処理をすることによって排出事業者が被るリスク、即ち、排出事業者責任の強化に基づく原状回復費用を負担するリスク回避の确实性の程度を評価・格付けすることを主眼とするものである。

格付けの属性	
誰のための格付けか	： 排出事業者
何を目的とするか	： 委託処理が确实かつ適正に実施される确实性の程度を排出事業者に提供すること（委託処理に係る法的、行政的制裁を受けるリスク回避の确实性の程度を提供すること）
何を評価するか	： 廃棄物の保管状況、施設・設備、操業の状態、財務状況、人的資源などを評価する

また、ここで言うリスクはさらに大きく2つのカテゴリーのリスクに分けられる。1つは直接的不適正処理リスクであり、もう1つは事業の継続性リスクである。従って、この評価・格付けにおいては、直接的不適正処理リスクに係るものとして、遵法性、管理体制、設備能力等を、また、事業の継続性リスクに係るものとして、経営・財務状況に基づく収益性・安定性等を中心とした評価・格付けを実施し、最後にそれらを総合する。



5.4 その他の観点からの格付け

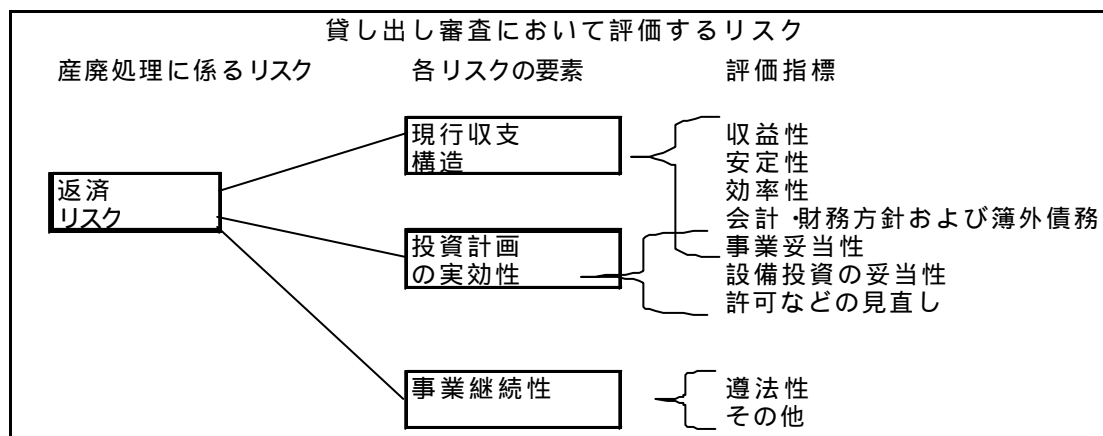
その他、排出事業者責任に係るリスク回避を主眼とする格付けとはその目的を別にする格付けがいくつか存する。そうした格付けも、排出事業者責任に係るリスク回避を主眼とする格付けと直接的・間接的に関連することから、以下において整理・概観する。

(1) 債務履行能力を主眼とする格付け

これは、金融機関が、金銭の貸付け先である処理業者の、適正処理の継続を含めた一企業としての収益性・安定性・効率性等、企業・事業の継続性を基調とする返済能力のリスクを評価するものであり、あるいは、新たな投資計画の実効性・妥当性等を同時に評価するものでもある。

格付けの属性	
誰のための格付けか	: 金融機関
何を目的とするか	: 貸付を行った場合に、約定どおり返済される現実性を 知ること
何を評価するか	: 現在の収支構造および投資計画の実効性等

この場合の格付けは、一義的には、処理業者の返済能力を評価するものであって、当該処理業者の不適正処理リスクを中心に評価するものではない。したがって、企業の現状・直近の収支構造、新規投資計画の実効性・妥当性等を中心とした評価となる。



これらは返済リスクに係る指標のごく一部を示したものである。金融機関による処理業者の評価は、最終的には貸し出しの可否を判断するためのものであり、返済能力を判断するといっても、対外的には、それを数量化・記号化するものではなく、貸出「可」か「不可」かの二値しかとらない。

(2) 環境パフォーマンスを主眼とする格付け

これは、企業の環境問題への取組みに対する評価・格付け、いわゆる「環境格付け」を実施する環境配慮型投資信託（エコファンド）などが実施している格付けであり、環境格付けを環境に配慮している事業者に対する広範な支持基盤を築くための有用な手法と位置付ける環境経営格付け機構（以下、SMRI）や、また海外においては、企業の環境を含めた社会的責任に関する評価ランキングを消費者に提供する Council on Economic Priorities（以下、CEP）が行っている格付けなども、これに含まれる。

格付けの属性

誰のための格付けか	: 排出事業者、投資家ほか
何を目的とするか	: 処理業者の産業廃棄物処理に係る環境影響の大小を知ること
何を評価するか	: 廃棄物処理に伴う排出物、および廃棄物処理に投入する天然資源ほか

前述のように、格付けとはそれを実施する主体や目的などに応じて、まったく異なるものとなるが、それは環境パフォーマンスを主眼とする格付けにおいても例外ではない。エコファンドであれば、環境パフォーマンスを特定企業の発行する株式に対する投資利回りの評価に組み込むか、あるいはそれと並列する評価軸としている（その重み付けは、各ファンドにより大きく異なる）。また、SMRI や CEP は、企業の環境負荷情報を社会に開示することで当該企業のブランド力を高めるなどし、結果的に企業の一層の環境負荷低減へのインセンティブを働かせることを目的としている。

このことから、本格付けを処理業者に適用した場合は、一義的には処理業者

の現在及び将来の環境負荷状況を評価するものになり、評価結果を何らかのリスク評価と結びつけるか否かは評価の目的により異なる。

5.5 産業廃棄物処理業者の格付けモデルとは

ここでは、5.3 で示した格付け手法の評価尺度を、より精査・具体化するため、評価の数量化において留意すべき論点を整理する。

格付けを実施する際の手順は、以下のようになる。

格付け実施の手順

リスクを構成する要素を列挙する。

格付け実施者のリスク観を反映して、それぞれの構成要素に重みをつける。

それぞれの構成要素を評価するための項目を挙げる。

各評価項目に対して、構成要素内での重みをつける。

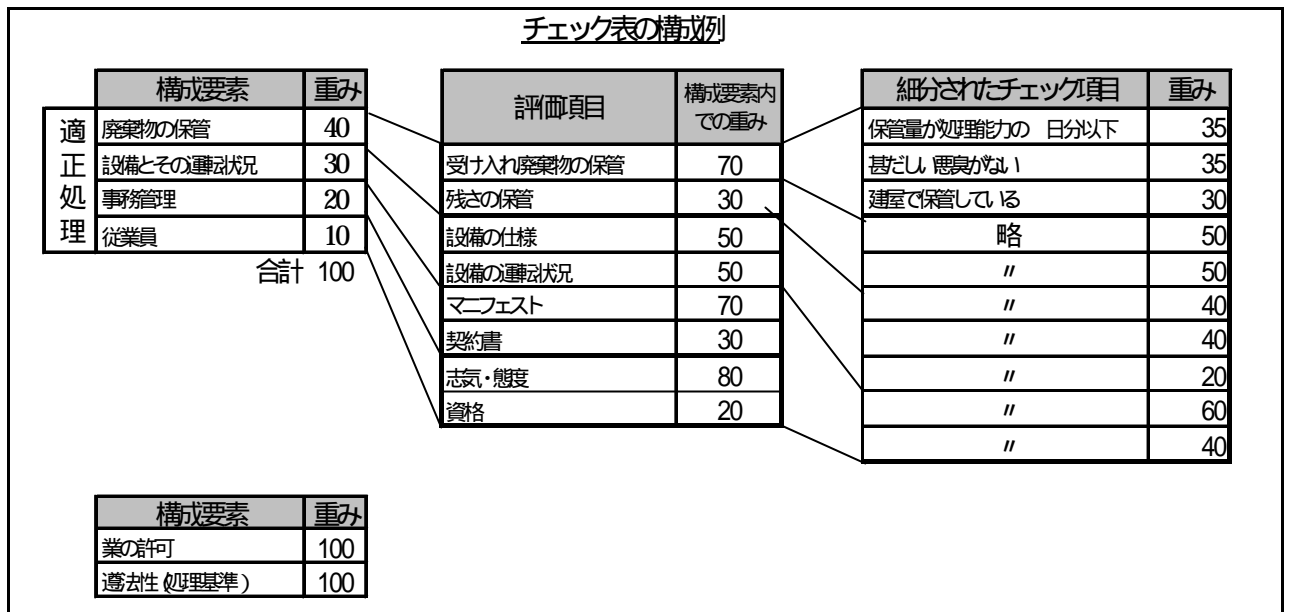
必要であれば、各評価項目について、これを評価するための細分化されたチェック項目を割り付け、それぞれに評価項目内での重みを配分する。

格付け対象処理業者に関して、評価項目について調査を行う。

調査の結果を数量化して表示する。

例えば、リスクの1つである「適正処理」に係るリスクに着目すると、その全体の重みを100とした上で、更に、「廃棄物の保管」や「設備とその運転状況」等の構成要素に区分し、それらに重みをつける。次に、当該構成要素を評価するための項目として、仮に「廃棄物の保管」であれば、「受入廃棄物の保管」や「残渣の保管」等に詳細区分を行い、それらに重みをつける。そうした上で、評価するために更に細分化したチェック項目を、割り付け、それぞれに評価項目内での重みを配分していくという手順となる。

それらの概要は以下のとおりである。



格付けのモデルを示すために、ここではリスク構成要素を単純化しているが、まず、基本的な格付け評価軸を設定することが最優先であり、当該基本評価軸をコアとした格付けモデルを構築することが必須である。

また、実際の格付けの場面では排出事業者のニーズに応じて、事業の継続性を測るため、処理業者の経営財務等の要素も勘案することが必要になると考えられる。あるいは、ここに示すような単純な評価軸を複数（たとえば 直接的不適正処理リスク、事業継続性、環境パフォーマンスなど）それぞれ適当な重み付けをしたうえで組み合わせ、総合的な観点からの格付けを行うことも考えられる。

その中でも、経営財務状況に関しては、不法投棄等の不適正処理が行われる原因が処理業者の経済的事情にある場合が多いことから、当該状況を不適正処理リスクの構成要素に加えることが適切と考えられる。それは、大手の中間処理業者が、適正処理に向けた積極的取組みが原因で資金繰りに支障をきたし、その結果、民事再生手続きの申請等に及ぶといったケースや、事実上の倒産となる前年・前々年度に不法投棄を行い、その摘発を受けるといったケースが多数生じている実態からも要請される。

そのため、経営財務状況の取扱いに関して、どのようなリスクの構成要素となるのか、また、そのリスクとの相関の程度をどう評価し、どのようにそれら

を総合化するのかが等を十分に検討する必要がある。

5.6 評価項目の重み付けに関する整理

前項では、格付け実施者が自らのリスク観を反映するべく、各評価要素、評価項目の重みを配分することとした。しかし、これらは、時として主観に基づく評価となりがちであり、客観性・公正性を担保するために、数学的な手法を用いて重み付けを行うことが考えられる。また、前述のとおり、経営財務状況の取扱いに関する精査においては、その必要性が非常に高い。そこで、ここでは、各評価項目の重みづけ及びそれに基づく得点化の手法に関しての整理を示す。

a. 各評価項目に対する分析・得点化

各評価項目を（上記のように）特性ごとに分類する

特性ごとの相関について、正準相関分析²をおこない、その重みづけを行う：例）遵法性を最重要項目とみなした場合

- 設備規模・処理能力と遵法性との相関
- 管理体制（検査の実施、安全性）と遵法性との相関

分析の結果から、遵法性との相関が高いものから重みをつける

主成分分析³を用いて、各項目に関する重みと業者ごとの得点値を求める

カテゴリデータの分析には「数量化理論」が適している

×の二値をとるチェックリスト項目の分析には数量化 類⁴を用いる

² 正準相関分析：あるサンプル（ここでは処理業者群）に関して、2つの基準による評価値群間の関係を分析するもの

³ 主成分分析：複数系統の情報を、できるだけ損失を少なくするように要約するために、それぞれの系統の重要度を分析するもの

⁴ 数量化 類：サンプルが、あるアイテムに対して反応したかどうかというデータがあるとき、同じアイテムに対して同じような反応をしたサンプルの距離がなるべく近くなるように、また、あるサンプルが同じように反応したアイテムの距離がなるべく近くなるように、サンプルやアイテムの座標を求める方法。

こうした重み付けの実施は、同時に、前項で示した重み付け手法との比較検証材料を提供することにもなる。格付け実施者による自らのリスク観に、こうした客観的要素を取込むことは、本格付けの客観性が高まり、より客観的に説明できるようになることから、第三者による格付けへの発展的利用を可能なものとする。

b. 経営財務状況を評価の要素とする必要性

上に示した格付け評価の項目では、設備や管理体制をあげてきたが、実際の格付けにおいては、経営財務状況が悪くなれば不適正処理につながりやすいことは経験的によく知られているところであり、例えば、「処理業者の施設の安全性、管理体制、技術力については納得したが、もし倒産したらどうするか」という点が、施設を設置しようとする際のハードルとなっているように、産業廃棄物処理業という分野では、不適正処理と経営財務状況、あるいは信頼できる処理と経営財務状況は密接な関係にある。経営財務状況が良くなければ、金融機関も融資を手控え、設備の更新が困難となる状況もありうるし、もとより事業を拡大し、処理を高度化することもできなくなる。

経営財務状況の各評価項目についても、他の評価項目との関連性を分析し、正準相関分析などを行い、前述の重み付けを修正し、得点化に反映することが重要である。具体的には次のような手順となる。

経営財務状況の各特性と他の評価指標との相関について、正準相関分析を行い、重みづけを修正する

- 遵法性と、経営財務状況の各特性との相関
- 設備規模・処理能力と、経営財務状況との相関
- 管理体制（検査の実施、安全性）と、経営財務状況との相関

分析の結果から、重みづけに修正を加える

修正を加味した上で、得点化に反映する

数学的手法に基づく格付け項目の重み付け・得点化のポイント

各評価項目に対する分析・得点化

各評価指標を特性ごとに分類する。

特性ごとの相関について、正準相関分析をおこない、その重みづけを行う。

主成分分析を用いて、各指標に関する得点を求める。

二値をとるチェック項目の分析には、数量化 Ⅱ類を用いる。

なお、経営財務状況の評価の手法については、既に一般的なものとなっており、評価手法自体の問題となることはないが、当該格付けはその事業対象の中心を中小企業におくことになるため、上場企業の外部監査機関による監査を受けている会計情報と異なり、会計情報の信憑性が高くないことが問題となることが考えられる。このため、追加的精査を必要とする場合も考えられ、相応の専門スキル・時間・コストが必要となることになり、情報内容の精査や入手方法の検討が必要となる。

また、経営財務状況の各評価項目の評価との間の関連性の分析が、経営財務状況の各評価項目の信憑性をチェックする上でも役立つとも考えられる。

このほか、産業廃棄物処理業界では、当該業界が中小企業が中心であることに加え、経営・財務状況の評価に当たって次の事項に留意することが必要である。

中間処理業にあっては、未処理の産業廃棄物の適正な処理に要する費用が含まれていること。

最終処分業にあっては、埋立処分完了後の維持管理に要する費用が積み立てられていること。

高額な設備投資を要する場合には、当初に利益を計上することができない場合が多いことから、減価償却率に応じた損益の減少を勘案することが必要であること。

6. 格付けモデルの検証

ここでは、前章で整理した産業廃棄物処理業者の格付けモデルに基づき、実際に格付けのためのチェックリストを作成し、当該リストを用いて処理業者に対して実地調査を行い、その利用可能性の検討と課題の抽出を行う。また、経営財務状況に関するチェック項目の設定に関しては、別途、民間信用調査機関による調査データを基に分析を行う。

6.1 格付けモデル案

本格付けモデル案は、前章で示してきたように、産業廃棄物処理業者の格付けを、「排出事業者が委託した廃棄物処理について、排出事業者が被るリスクの大きさを、処理業者の諸状況を評価し、その結果を数量化して排出事業者に情報として提供するもの」と位置付け、そのモデル構築のための基礎データの収集を主眼とするものである。

そのため、本格付けモデル案においては、今後の発展的利用を可能とする格付けとするために、最低限必要なチェック項目のみを設定することとした。その際に、最も配慮した点は以下の2点である。

- 評価の客観性（個々の調査員による異なる評価結果が生じることの回避）
- 処理業者側への説明可能性（外形的判断・定量的評価を中心とすることでの説明可能性の確保）

また、これらは業種別・業態別に異なるものであるため、各々の個別チェック項目を設定し、先に示した格付け実施手順に従い、チェック項目の重み付けを加えている。

その主な構成要素は以下のとおりである。

処理業者におけるリスク構成要素

許可状況（業許可・施設設置許可等）
立地
施設・設備（仕様・運営状況）
廃棄物の保管状況（受入時・処理後）
残さ・有価物の処理・販売ルート等
事務管理の状況（マニフェスト・契約書）
従業者の状況
情報開示
処理能力

産業廃棄物処理業者への委託処理に係るリスクを評価する項目として、まず表に掲げるように評価項目を列挙した。その上で、前述の客観性と説明可能性を確保すべきことを考慮し、官能的判断でなく外形的判断にもとづく × 評価ができるように必要に応じて各評価項目に調整を加えた。具体的には、評価項目の細分化、およびチェック項目の表現の変更などである。

しかしながら、そのような操作になじまない評価項目の取り扱いについては十分な検討が行えなかったため割愛せざるをえなかった。そのため、今後 × 評価ができないものについて、客観的な評価方法を開発する必要がある。

こうした点を踏まえ、次に列挙の 5 種類のチェック表を作成した。

- 建設系廃棄物
 1. 収集運搬業者評価用チェック表
 2. 破碎選別業者評価用チェック表
 3. 埋立処分業者評価用チェック表

- 医療系廃棄物
 4. 収集運搬業者評価用チェック表
 5. 焼却処分業者評価用チェック表

次ページ以降に、それぞれのチェック表（参考例 1～参考例 5）を掲載した。チェック表は、処理業者への訪問調査の際の携行性等を考慮して、A3 判用紙 2～3 枚構成とした。また、これらチェック表は、訪問調査に先立って調査対象先に送付しておくことを想定している。このことによって、調査対象の処理業者に調査の趣旨を理解してもらうとともに、必要な資料などをあらかじめ用意してもらうことにより、調査を円滑に進められることを期待するものである。

なお、ここでは、処理の委託先として適切ではないことが明らかとされるチェック項目（例：業の許可を取得していない等）を F (fatal:致命的) と設定し、重み付けとは別に、一つでも F 項目に × が付く業者は格付けの必要なしとした。

なお、これらチェック表は、産業廃棄物処理業者の格付けのためのチェック表の組み立て方を確立し、またこうして組み立てたチェック表が有効に機能することを検証することを目的に作成したものである。したがって、これらをこのまま実際の産業廃棄物処理業者格付けに用いることには注意が必要である。これらのチェック表は検証のために試験的に作成したものであり、特に評価項目を絞り込んで単純化してある。そのため、実際の格付けを実施する場合には、格付けの目的や対象を明確にしたうえで、格付け実施者が自らの思想を反映しつつ評価項目を選択し、チェック表を組み立てる必要がある。

参考例 1

建設廃棄物の収集運搬業者評価用チェック表

大項目	配点	中項目	大項目内の配点	チェック項目	チェック対象	備考	中項目内の配点	チェック項目の実配点	評価 (or x)	調査者特記事項
許可	F	業の許可	/	積込区域および荷降区域における有効期限内の許可が確認できる	書面等		/	F		
				許可の範囲に、かれき類、ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず、金属くず、廃プラスチック類の収集運搬が含まれている	書面		/	F		
		施設の許可	/	許可が確認できる	書面等		/	F		
廃棄物の保管	30	受入物の保管状況	100	廃棄物を保管していない	現地		100	30.0		
			F	廃棄物を保管している場合、届出をした施設で行っている	現地		/	F		
収集運搬	30	車両設備	70	産業廃棄物の収集運搬車両として届け出たことが、確認できる。	書面		F	F		
				幌を掛ける等、廃棄物の飛散防止対策がなされている。	現地		40	8.4		
				消火器が備えられている。	現地		10	2.1		
				車両点検簿をつけている。	現地		10	2.1		
				荷台に過積載のための囲いが増設されていない	現地		40	8.4		
		作業状況	30	作業日報を毎日つけていることが確認できる。	現地		100	9.0		
事務管理	20	マニフェスト	50	すべての廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる	現地調査	電子マニフェストとの併用も可とする。	F	F		
				私製マニフェストを製作していない	現地調査		20	2.0		
				マニフェストB票をファイルして保管しており、その保管枚数が妥当である	現地	電子と紙を併用する場合に注意(紙について確認する)。	20	2.0		
				保管されているB票の最古の日付が、検査日から5年以上遡るものである(新規参入者の場合、その業務開始日まで)	現地	"	20	2.0		
				保管されているB票の最新の日付が、検査日7日前より新しい	現地	"	20	2.0		
		施行規則第10条の8の帳簿を正しく付けている。もしくは電算処理している	現地	"	20	2.0				
		契約書	50	全ての排出者に関して、処理委託契約書が保管されている	書面		F	F		
				再委託を前提とする契約でない	書面		F	F		
				全国産業廃棄物連合会あるいは建設9団体の標準契約書を使用している	書面	3者択1	100	10.0		
				全産連もしくは建設9団体の標準契約書ではないが、施行令第6条の2第3項及び、施行規則第8条の4の2に規定する事項を含む契約書を使用している	書面		50	5.0		
上記以外で主に処理業者の側で用意した契約書を使用している	現地調査 資料閲覧			10	1.0					
情報開示	10		100	各種記録、資料を準備してあり、開示の要求に応じてくれる	現地調査		100	10.0		

従業者	10	従業者の志気態度	50	制服と制帽があり、概ね全員が正しく着用している	現地		50	2.5		
				草履を履いている者、踵を踏みつけている者がいない	現地		50	2.5		
	教育	50	社内もしくは社外の廃棄物に関する講習を過去1年間に1回以上受講している。	書面および首実検	修了証を確認。		100	5.0		
							合計			

産廃収集運搬業許可証に関する事項(積み込み地)		産廃収集運搬業許可証に関する事項(荷下ろし地)	
許可番号		許可番号	
業者氏名(名称)		業者氏名(名称)	
代表者氏名		代表者氏名	
許可の年月日		許可の年月日	
許可の有効年月日		許可の有効年月日	
事業の範囲・産業廃棄物の種類		事業の範囲・産業廃棄物の種類	
その他特記事項		その他特記事項	

特記事項・全般評価

調査担当者	
調査実施日	自 至
現地調査実施日	

参考例 2

建設廃棄物の破碎選別業者評価用チェック表

大項目	配点	中項目	大項目内の配点	チェック項目	チェック対象	備考	中項目内の配点	チェック項目の実配点	評価 (or x)	調査担当者特記事項
許可	F	業の許可	/	有効期限内の許可が確認できる	書面等		/	F		
				許可の範囲に、がれき類、ガラス陶磁器くず、木くず、紙くず、金属くず、廃プラスチック類の破碎選別が含まれている	書面		/	F		
		施設の許可	/	許可が確認できる	書面等			F		
立地	10		100	工業専用地域に立地している			100	10.0		
施設・設備	25	仕様	50	トラックスケールがある	現地調査		20	2.5		
				機械選別と手選別を組み合わせたシステムである	現地調査		20	2.5		
				破碎設備に防爆対策がなされている	現地調査		20	2.5		
				廃棄物を取り扱う区域の地面がすべて舗装されている	現地調査		8	1.0		
				作業の多くを屋内で行う構造となっている	現地調査		8	1.0		
				換気装置、集塵機など粉塵対策がなされている	現地調査		8	1.0		
				敷地周囲に排水溝が巡らされている	現地調査		8	1.0		
				排水がグリストラップ、沈砂槽を経て放流される構造となっている	現地調査		8	1.0		
		運営状況	50	すべての廃棄物の受け入れに際して、展開チェックを行っている	現地調査		20	2.5		
				場内に悪臭がしない	現地調査		20	2.5		
				場外に廃棄物の飛散が見られない	現地調査		20	2.5		
				廃棄物、資源化物などの計量を行い、破碎選別における物質収支管理を行っていることが記録から確認できる	現地調査 記録閲覧		20	2.5		
				安定型埋立残さの灼熱減量を月1度以上の頻度で測定し、その値を常に10%以下に保持していることが記録から確認できる	現地調査 記録閲覧		20	2.5		
事務管理	25	マニフェスト	50	すべての廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる	現地調査	電子マニフェストとの併用も可とする。	F	F		
				私製マニフェストを製作していない	現地調査		20	2.5		
				マニフェストC票をファイルして保管しており、その保管枚数が妥当である	現地	電子と紙を併用する場合に注意(紙について確認する)。	20	2.5		
				保管されているC票の最古の日付が、検査日から5年以上遡るものである(新規参入者の場合、その業務開始日まで)	現地	"	20	2.5		
				保管されているC票の最新の日付が、検査日7日前より新しい	現地	"	20	2.5		
		契約書	50	施行規則第10条の8の帳簿をまじめに付けている。もしくは電算処理している。	現地	"	20	2.5		
				全ての排出者に関して、処理委託契約書が保管されている	書面		F	F		
				再委託を前提とする契約でない	書面		F	F		
				全国産業廃棄物連合会あるいは建設9団体の標準契約書を使用している	書面	3者択1	100	12.5		
				全産連の標準契約書ではないが、施行令第6条の2第3項および、施行規則第8条の4の2に規定する事項を含む契約書を使用している	書面		50	6.3		
上記以外で主に処理業者の側で用意した契約書を使用している	現地調査 資料閲覧	20	2.5							

廃棄物の保管と残さ処分	25	受け入れ物の保管	30	受け入れ廃棄物が法律の規定にもとづき保管されている	現地調査		F	F			
				廃棄物の保管区域が決められており、その境界が明示されている	現地調査		30	2.3			
				保管区域以外で保管されていない	現地調査		30	2.3			
				塀よりも高く積み上げていない	現地調査		40	3.0			
	25	処理残さ(回収資源を含む)	30	処理残さがすべて屋根の下で保管されている	現地調査		30	2.3			
				処理残さが行き先ごとにダンブ ² 杯分以上保管されていない	現地調査		70	5.3			
	25	残さ処分先の安定性	40	すべての回収資源の引取先が確認できる	現地調査、資料 閲覧、電話確認		20	2.0			
				焼却対象残さの処分先が安定的に受け入れ可能であることが確認できる	現地調査、資料 閲覧、電話確認		20	2.0			
				焼却対象残さの処分先の格付が 点以上である	資料確認		20	2.0			
				埋立対象残さを今後1年間は安定して処分できることが確認できる	現地調査、資料 閲覧、電話確認		20	2.0			
25	残さ処分先の安定性	40	埋立対象残さの処分先の格付けが 点以上である	資料確認		20	2.0				
			年間処理量が t以上である			100	1.5				
処理量	5	絶対値	30	対許可処理能力			100	3.5			
				70	実際の処理量が許可処理能力を超えていないことが確認できる						
情報開示	5	情報開示の姿勢	30	各種記録、資料を準備しており、開示の要求に応じてくれる	現地調査		100	1.5			
				70	公害防止協定、環境保全協定を締結しており、それらを遵守していると相手方が評価している	現地面接調査 資料閲覧		100	3.5		
従業者	5	従業者の志気態度	30	制服と制帽があり、概ね全員が正しく着用している	現地		50	0.8			
				草履を履いている者、踵を踏みつけている者がいない	現地		50	0.8			
		技術管理者	40	調査日に技術管理者が場内にいる	現地および 首実検		50	1.0			
				技術管理者もしくは、同講習修了者を複数名置いている	書面および 首実検	修了証を確認。	50	1.0			
5	手順書	30	作業・機械の運転について定める手順書がある	現地		100	1.5				
							合計				

処分業許可証に関する事項	
許可番号	
業者氏名(名称)	
代表者氏名	
許可の年月日	
許可の有効年月日	
事業の用に供する施設	
その他特記事項	

特記事項	
調査担当者	
調査実施日	自 至
現地調査実施日	

参考例 3

建設廃棄物の埋立処分業者評価用チェック表

大項目	配点	中項目	大項目内の配点	チェック項目	チェック対象	備考	中項目内の配点	チェック項目の実配点	評価 (or ×)	調査担当者特記事項
許可	F	業の許可	/	有効期限内の許可が確認できる	書面等		/	F		
		施設の許可	/	許可が確認できる	書面等		/	F		
地形・地質・立地	25	地下水	10	直下に水道水源となる水塊がない	設計図書 調査図書		100	2.5		
			地質	30	考慮すべき活断層、地質断層が存在しないことが証明できる	設計図書 調査図書		40	3.0	
		未固結堆積土砂層の上に位置しない			設計図書 調査図書		40	3.0		
		自然バリアとなり得る不透水層上に位置する			設計図書 調査図書		20	1.5		
		周辺の人間活動	30	井戸水を飲用する住民が半径 1 キロメートル以内でない	現地調査		40	3.0		
				放流先水系が下流で農業用水利用されていない	現地調査 資料調査		30	2.3		
				放流先水系下流で、漁業が行われていない	現地調査 資料調査		30	2.3		
		地形	30	周辺河川の状況を勘案して水害のおそれ小さい	現地調査 資料調査		40	3.0		
				敷地内、隣接地内に地滑り地、崩壊地が存在せず、土砂災害のおそれが小さい	現地調査		40	3.0		
				火山災害のおそれが小さい	現地調査 資料調査		20	1.5		
施設・設備	25	仕様	50	管理型にあっては、多層遮水工もしくは肉厚1cm以上の遮水工をもつ	現地調査 設計図書	安定型の場合、各20点を配する	20	2.5		
				現場事務所がある	現地調査		16	2.0		
				埋立面積、降水量から計算して十分な容量の浸出水調整池をもつ	現地調査 設計図書		16	2.0		
				トラックスケールがある	現地調査		16	2.0		
				積み荷検査施設 設備がある	現地調査		16	2.0		
				全周囲い、および施錠可能な門扉をもつ	現地調査		16	2.0		
		運営状況	50	管理型処分場にあつては浸出水の状況から、安定型にあつては内部保留水の状況から、埋め立て内部が好気性にあることが確認できる	現地調査		20	2.5		
				廃棄物受け入れの度に、安定型にあつては展開検査、管理型にあつては廃棄物とサンプルの照合検査を行っている	現地調査		20	2.5		
				すべての搬入廃棄物について秤量している	現地調査		20	2.5		
				敷地境界において悪臭がしない	現地調査		10	1.3		
				周辺地下水を月1度以上検査し、BOD 5 mg/L以下を保持している	現地調査 資料確認		10	1.3		
				放流水を月1度以上検査し、BOD20mg/L以下を保持している	現地調査 資料確認		10	1.3		
				毎日即日覆土を実施していることが確認できる	現地調査 資料確認		10	1.3		

事務管理	20	マニフェスト	50	すべての廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる	現地調査	電子マニフェストとの併用も可とする。		F		
				私製マニフェストを製作していない	現地調査		20	2.0		
				マニフェストC票をファイルして保管しており、その保管枚数が妥当である	現地	電子と紙を併用する場合に注意(紙について確認する)。	20	2.0		
				保管されているC票の最古の日付が、検査日から5年以上遡るものである(新規参入者の場合、その業務開始日まで)	現地	"	20	2.0		
				保管されているC票の最新の日付が、検査日7日前より新しい	現地	"	20	2.0		
	契約書	50		全ての排出者に関して、処理委託契約書が保管されている	書面			F		
				再委託を前提とする契約でない	書面		F	F		
				全国産業廃棄物連合会あるいは建設9団体の標準契約書を使用している	書面		100	10.0		
				全産連の標準契約書ではないが、施行令第6条の2第3項および、施行規則第8条の4の2に規定する事項を含む契約書を使用している。	書面		50	5.0		
				主に処理業者の側で用意した契約書を使用している	現地調査 資料閲覧		20	2.0		
過去に処分した廃棄物および現在処分中の廃棄物	20	記録	30	すべての処分済み廃棄物について、種類、排出元、量、埋立位置が正確に記録されている	現地調査 資料閲覧		100	6.0		
		処分済み廃棄物	70	安定型にあつては石膏その他含イオウ物、もしくは腐敗性物を大量に処分していないことが証明できる	現地調査 資料閲覧		50	7.0		
情報開示	5	情報開示の姿勢	30	各種記録、資料を準備してあり、開示の要求に応じてくれる	現地調査		100	1.5		
		地元との協定など	70	公害防止協定、環境保全協定を締結しており、それらを遵守していると相手方が評価している	現地面接調査 資料閲覧		100	3.5		
処理能力	F	現在残余容量		現状のペースで1年以上の残余容量を有する				F		
従業者	5	従業者の志気態度	30	制服と制帽があり、概ね全員が正しく着用している	現地		50	0.8		
			30	草履を履いている者、踵を踏みつけている者がいない	現地		50	0.8		
		技術管理者	40	調査日に技術管理者が場内にいる	現地および 首実検		50	1.0		
				技術管理者もしくは、同講習修了者を複数名置いている	書面および 首実検	修了証を確認。	50	1.0		
手順書	30	作業・機械の運転について定める手順書がある	現地		100	1.5				
								合計		

処分業許可証に関する事項	
許可番号	
業者氏名(名称)	
代表者氏名	
許可の年月日	
許可の有効年月日	
事業の用に供する施設	
その他特記事項	

特記事項

調査担当者	
調査実施日	自 至
現地調査実施日	

参考例 4

医療廃棄物の収集運搬業者評価用チェック表

大項目	配点	中項目	大項目内の配点	チェック項目	チェック対象	備考	中項目内の配点	チェック項目の実配点	評価 (or x)	調査者特記事項
業の許可	F	特管産業廃棄物収集運搬許可証	/	積込区域および荷降区域における特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可がある。	書面と電話確認等	産廃情報ネットを参考にする。	/	F		
				許可証の複写が正当なものであることが行政に確認できる。	書面	"	/	F		
				許可の期限が切れていない。	書面	"	/	F		
				許可の範囲に、感染性廃棄物の収集運搬が含まれている。	書面	"	/	F		
処分先との関係	F	処分先との関係	/	処分を委託しようとする処分業者から忌避されていない。	処分先		/	F		
廃棄物の保管	20	受入物の保管状況	100	感染性廃棄物を保管していない。	現地		100	20		
				感染性廃棄物を保管している場合、許可を受けた積替え保管施設であることが許可証により確認できる。	現地		F	F		
容器	20	容器	100	医療廃棄物専用の収納容器を使用している。	利用者		100	20		
				容器の再利用を行っていない。	利用者 現地		F	F		
従業者	10	従業者の志気態度	40	制服と制帽があり、概ね全員が正しく着用している。	現地		30	1.2		
				草履を履いている者、踵を踏みつけている者がいない。	現地		70	2.8		
		手順書	30	医療廃棄物の取り扱いと、収集運搬作業について定める手順書がある。	現地		100	3		
		教育	30	全産連の医療廃棄物実務研修を過去3年間に1回以上受講している。	書面および首実検	修了証を確認。	100	3		
収集運搬	30	車両設備	50	産業廃棄物の収集運搬車両として届け出たことが、確認できる。	書面		20	3		
				堅牢な材質による荷室が備えられている（無蓋もしくは幌掛け荷台は不可）。	現地		20	3		
				荷室が保冷構造となっている。	現地		20	3		
				車両に消毒液、消火器等が備えられている。	現地		10	1.5		
				車両を週1回以上消毒していることが記録から確認できる。	現地		10	1.5		
				手入れ、清掃が行き届いている印象を受ける。	現地		10	1.5		
				車両点検簿をまじめにつけている。	現地		10	1.5		
		作業状況	50	ゴム手袋等保護具を付けて作業している。	現地		20	3		
				医療廃棄物を収納容器ごと取り扱っている（途中で開けていない）。	現地		50	7.5		
				感染性廃棄物と非感染性廃棄物を分別して収集運搬している。	現地		20	3		
				作業日報をほぼ毎日つけていることが確認できる。	現地		10	1.5		

大項目	配点	中項目	大項目内の配点	チェック項目	チェック対象	備考	中項目内の配点	チェック項目の実配点	評価 (or x)	調査者特記事項
事務管理	20	マニフェスト	70	すべての廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる。	現地	電子マニフェストとの併用も可とする。	50	7		
				私製マニフェストを製作していない。	現地		15	2.1		
				マニフェストB票をファイルして保管しており、その保管枚数が妥当である。	現地	電子と紙を併用する場合に注意(紙について確認する)。	20	2.8		
				保管されているB票の最古の日付が、検査日から5年以上遡るものである(新規参入者の場合、その業務開始日まで)。	現地	"	5	2.9		
				保管されているB票の最新の日付が、検査日7日前より新しい。	現地	"	5	0.7		
				施行規則第10条の8の帳簿をまじめに付けている。もしくは電算処理している。	現地	"	5	0.7		
		契約書	30	契約書を必要としていない、もしくは契約書を使用していない。	書面		F	F		
				再委託を前提とする契約でない。	書面		50	3		
				全国産業廃棄物連合会もしくは東京都の標準契約書を使用している。	書面		50	3		
				全産連もしくは東京都の標準契約書ではないが、施行令第6条の2第3項および、施行規則第8条の4の2に規定する事項を含む契約書を使用している。	書面		30	1.8		
								合計		

特管産廃収集運搬業許可証に関する事項(積み込み地)		特管産廃収集運搬業許可証に関する事項(荷下ろし地)	
許可番号		許可番号	
業者氏名(名称)		業者氏名(名称)	
代表者氏名		代表者氏名	
許可の年月日		許可の年月日	
許可の有効年月日		許可の有効年月日	
事業の範囲・産業廃棄物の種類		事業の範囲・産業廃棄物の種類	
その他特記事項		その他特記事項	

特記事項・全般評価

調査担当者	
調査実施日	自 至
現地調査実施日	

参考例 5

医療廃棄物の焼却処分業者評価用チェック表

大項目	配点	中項目	大項目内の配点	チェック項目	チェック対象	備考	中項目内の配点	チェック項目の実配点	評価 (or x)	調査担当者特記事項	
業の許可	F	特管産廃処分業許可証		許可証の複写が正当なものであることが行政に確認できる。	書面と電話確認等	産廃情報ネットを参考に にする。		F			
				許可の期限が切れていない。	書面	"		F			
				許可の範囲に、感染性廃棄物の焼却が含まれている。	書面	"		F			
				業の用に供する施設に、焼却炉が含まれている。	書面	"		F			
廃棄物の保管と残さ処分	40	受入物の保管状況	70	未処理医療廃棄物が、屋根の下に保管されており、屋外にはみ出していない。	現地	シート掛けは屋根と認めない。	100	28			
		処理残さの保管状況	20	燃えがらの保管量が概ねダンプトラック2杯分(超大型施設では2日分の燃えがら)以内に収まっている。	現地		100	8			
		残さ処分先の安定性	10	処理残さを今後1年間は安定して処分できる先が確保できている。	電話確認等	処分先はマニフェストで特定し、処分先に電話確認。	100	4			
設備	30	仕様	50	廃掃法第15条の許可を受けた施設である。	書面		20	3			
				廃掃法15条施設である場合、施設許可証に「焼却・感染性廃棄物」とある。	書面		F	F			
				押込送風機と誘引排風機が設備されている。	現地		20	3			
				燃焼室温度計、記録計が設備されている。	現地		20	3			
				排ガス一酸化炭素濃度計、記録計が設備されている。	現地		20	3			
				油焚き、もしくはガス焚き助燃バーナーが設備されている。	現地		20	3			
	50	運転状況	50	廃棄物投入口から炎が見えない。	現地			13	1.95		
				煙突以外の場所から煙が漏れていない。	現地	湯気と区別すること。	13	1.95			
				燃えがら中に、未燃の紙、プラスチック、形を留めた注射針が見られない。	現地		13	1.95			
				押込送風機と誘引排風機が稼働している。	現地		13	1.95			
				燃焼室温度を連続計測している。	現地		8	1.2			
				燃焼室温度記録が保管され、概ね850 以上に保持していることが確認できる。	現地		8	1.2			
				排ガス一酸化炭素を連続計測している。	現地		8	1.2			
				一酸化炭素濃度記録が保管され、概ね100ppm未満に保持していることが確認できる。	現地		8	1.2			
1年以内の、排ガスと燃えがらのダイオキシン測定記録が保管されている。	現地		8	1.2							
熱灼減量測定記録が1年分保管され、ほぼ毎月測定していることが確認できる(測定値は概ね10%以下)。	現地		8	1.2							

事務管理	20	マニフェスト	70	廃棄物受入の現場を見て、すべての廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる。	現地	電子マニフェストとの併用も可とする。	50	7		
				私製マニフェストを製作していない。	現地		15	2.1		
				マニフェストC票をファイルして保管しており、その保管枚数が妥当である。	現地	電子と紙を併用する場合に注意(紙について確認する)。	20	2.8		
				保管されているC票の最古の日付が、検査日から5年以上遡るものである(新設施設では、その業務開始日まで)。	現地	"	5	0.7		
				保管されているC票の最新の日付が、検査日7日前より新しい。	現地	"	5	0.7		
				施行規則第10条の8の帳簿をまじめに付けている。もしくは電算処理している。	現地	"	5	0.7		
	契約書	30	契約書を必要としていない、もしくは契約書を使用していない。	書面		F	F			
			再委託を前提とする契約でない。	書面		50	3			
			全国産業廃棄物連合会の標準契約書、もしくは東京都のモデル契約書を使用している。	書面		50	3			
			全産連もしくは東京都の契約書ではないが、施行令第6条の2第3項および、施行規則第8条の4の2に規定する事項を含む契約書を使用している。	書面		30	1.8			
従業者	10	従業員の志気態度	40	制服と制帽があり、概ね全員が正しく着用している。	現地		30	1.2		
				草履を履いている者、踵を踏みつけている者がいない。	現地		70	2.8		
	技術管理者	40	調査日に技術管理者が場内にいる。	現地および首実検		70	2.8			
			技術管理者もしくは、同講習修了者を複数名置いている。	書面および首実検	修了証を確認。	30	1.2			
	手順書	10	医療廃棄物の取り扱いと、焼却炉の運転について定める手順書がある。	現地		100	1			
	教育	10	全産連の医療廃棄物実務研修を過去3年間に1回以上受講している。	書面および首実検	修了証を確認。	100	1			
							合計			

特管産廃処分業許可証に関する事項	
許可番号	
業者氏名(名称)	
代表者氏名	
許可の年月日	
許可の有効年月日	
焼却炉の処理能力	
その他特記事項	

特記事項	

調査担当者	
調査実施日	自 至
現地調査実施日	

6.2 モデル案に基づく現地調査を含む実地検証

(1) 調査概要

産廃処理業者の不適正処理リスク評価のために設計したチェック表の有効性の検証及び産廃処理業者評価全般に対する処理業者の見解の集約を目的として、適格業者選定に対する需要が高いと想定され、またその帰結として、比較的それに類する取組みの進んでいる建設廃棄物処理及び医療廃棄物処理主体の業者に絞って評価の試行を行った。本調査対象として選定されたのは以下の12社である。その内訳は、建設廃棄物処理6社（収集運搬：2社・中間処理（破碎選別）：2社・最終処分：2社）及び、医療廃棄物処理6社（収集運搬：4社、中間処理（焼却）：2社）である。

<建設廃棄物処理>

社名	調査対象業種	施設所在地
A	収集運搬	-
B	収集運搬	-
C	中間処理（破碎選別）	埼玉県
D	中間処理（破碎選別）	埼玉県
E	最終処分	千葉県
F	最終処分	栃木県

<医療廃棄物処理>

社名	調査対象業種	施設所在地
G	収集運搬	-
H	収集運搬	-
I	収集運搬	-
J	収集運搬	-
K	中間処理（焼却）	神奈川県
L	中間処理（焼却）	東京都

(2) 評価の有効性

a. 評価の客観性

状況の外形的な判断を重視したチェック表の設計により、複数の調査員の評価結果は概ね一致しており、この評価手法により一定の客観性が保たれるもの

と考えられる。

(例) 医療廃棄物処理業者の業務評価

(収集運搬業者)

業者名	評点	
	調査員 A	調査員 B
G 社	97.8	99.3
H 社	91.2	94.5
I 社	71.2	68.2
J 社	97.3	97.3

(焼却処分業者)

業者名	評点		
	調査員 A	調査員 B	調査員 C
K 社	94.95	95.5	
L 社		90.6	93.7

b. 固有の状況に対する評価の柔軟性

チェック表は標準的な状況を想定しており、それに当てはまらない固有の状況に関しては、事実を記録して持ちかえり、他の類似例などと照合するなどしつつ柔軟な対応をすることも必要である。現地検証を通じて、厳密な × 式のチェック表が却って柔軟な対応にも向いているものであることがわかった。

事例： 自社中間処理施設からの搬入に限定している最終処分場の搬入管理では、中間処理後の段階で計量しているため、トラックスケールを備えていない。



中間処理施設からの搬出段階で適正な計量が確認できるので、トラックスケールを備えているものとみなす。

事例：焼却灰は中間処理施設内にある溶融炉で処理しスラグとしているので、焼却残渣の熱灼減量の測定結果が確認されていない。



焼却残渣の全量がスラグ化されていることを確認することができ、またスラグの状態も良好であったので、焼却残渣の熱灼減量測定を実施しなくても十分であるとみなす。

c. 調査の継続による業者に対する啓発の可能性

項目によっては、実態が評価側の適当とみなす要求水準を満たさないものがある。これについては、実態に迎合して要求水準をいたずらに下げることなく、継続的な調査及び評価により、処理側的水準を向上させていく啓発の効果を有する可能性も考えられる。

事例：今回調査の破碎選別施設においては、場内排水の油処理は全く意識されておらず、設備も整っていない（建廃には油分は含まれていない旨の主張）。



搬入物に油が含まれていなくても、処理に用いる重機からの油の漏出等も考えられることから、当該項目の見直しは行わない。（なお、このことを説明し、施設水準の向上などのための啓発等を行う。）

事例：調査を実施した医療廃棄物に係る収集業者4業者のうち2業者において、消火器が車両に備えられていない。



消火器の備え付け自体は法律で規定されていないが、医療廃棄物には可燃性廃棄物が含まれるので、消火器を車両に備え付けることが望ましい。（なお、このことを説明し、適切な助言を行う。）

(3) 評価の課題

a. 外形的評価の限界

評価の客観性担保の観点から、評価項目は外形的に判断可能なことを原則としている。このため、調査時点における状況が定常的か、一過性のものかは判断が困難である（システムを評価するにせよ、実際に機能しているか否かはわかりにくい）。対応としては、複数回の抜き打ち調査を行うこと等が考えられる。

b. 事業としての効率性の限界

評価精度向上のためには、上述のような複数回にわたる調査の実施、さらには処理業者をとりまく行政、警察、金融機関等への周辺調査も必要となる場合があり、それは費用増大の要因となる。評価精度と費用との間には、当然のことながらトレードオフの関係が見られ、どれだけの費用でどれだけの精度を確保するかについて事業化の際は考慮を要する。

c. 再評価の実施の必要性

評価を行う際に評価される業者が点検や補修等を行っていた等の場合、適切な評価が出来ない可能性がある。この場合、必要に応じて再評価を実施することが必要である。

(4) 処理業者側が期待する評価視点との乖離およびそれへの対応

評価側の視点が「不適正処理リスク」にあるのに対し、業者側から多く聞かれたのは、「近隣との友好的な関係醸成への配慮」あるいは「リサイクルへの積極的な取組み」を評価されたいとの声である。

これらは、排出事業者のリスクという今般の評価の枠組の中では「情報開示」あるいは「残さ処理の安定性」としてリスク低減に部分的に貢献するものとして捉えるにとどめている。

しかしながら、近隣との共存あるいはリサイクルへの取組みというような

要素も重視することは、今般のリスク評価とは別に、それらの要素を主体とする枠組での評価や、あるいはリスク評価の要素として行うことにも意義があるであろう。

事例：市街化調整地域にあっても、近隣とも摩擦が起こらないように十分配慮しており、それを評価してほしい（施設立地を工業専用地域に限るのは非現実的との主張）。



近隣に住居がなければ、トラブルによる操業へのリスクが低いのは事実であり、一般的には工業専用地域への立地は評価されるべき事項。しかし、住居がある限り近隣とのトラブルが起こるリスクは完全には排除できず、近隣対策は情報開示において間接的に評価し得る。なお、立地場所にかかわらず近隣と共存する取り組みはリスク評価の要素としても意義がある。

事例：ISO14001 のプログラム上、また得意先ゼネコンの要請上、目標率を設定してリサイクルへの取り組みを行っており、それを評価してほしい。



今回の格付けを目的とする調査は、主としてリスクの大きさを評価することを目的としており、リサイクル自体はリスクの大小に直接関係するものとはしなかったが、リサイクルのための搬出先が特定されており、残さ処理の安定性が確保されているもの等は間接的に評価し得る。なお、環境パフォーマンスを主眼とする格付けを実施する場合においては、リサイクルへの取り組みは、直接的な評価対象となると考えられる。

(5) 評価変更の検討を要するチェック項目

医療廃棄物の収集運搬業者のチェック表では、感染性廃棄物を保管する業者には低い評価が与えられる。これは、収集した廃棄物は、積替え保管を行わず

直接処分施設に持ち込むのが良いと考えたからである。すなわち、収集運搬過程の中に積替え保管という余計な過程を入れることは、リスクの増大につながるとチェック表の設計段階では判断したものである。

しかし、実地検証を通じて次のことを考慮する必要があることが分かった。

- 小規模の診療所から感染性廃棄物収集し、遠い処分施設に運搬する場合には、輸送効率の観点から積替え保管が不可避であること。
- 特に遠い処分施設に運搬する場合には、廃棄物を車両に積んだまま車庫に置き、翌朝処分施設に向かうことになること。

以上のようなことから、冷蔵設備や錠前等を整え、必要な管理を行っている積替え保管施設であれば、直ちに排出事業者のリスクにつながるものではないと判断するに至り、チェック表の修正を検討することとした。

6.3 信用調査情報等による経営財務状況の分析

この度の検討調査においては、チェックリストを用いた実地調査とは別に、民間信用調査機関による経営財務状況に関する調査データを入手し、個別にその分析を行った。

(1) 経営財務状況に係る比率分析

個別実地調査を実施したすべての事業者から経営財務状況に関する主要なデータを入手している。企業の経営評価を実施する際、基本的に、3つの視点から実施される。1つめは収益性であり、それは売上高経常利益率に代表される売上高に占める同期の経常利益（あるいは税引前利益）の割合が主な指標となる。

2つめは安定性である。これは、自己資本比率やインタレスト・カバレッジ・レイシオ（自己資金で利息を払う能力）等に代表される。最後が効率性であり、これは、総資産回転率に代表される企業の有する資産を如何に有効利用しているかの評価である。

こうした経営財務状況を整理すると以下ようになる。

各経営指標の特性ごとの分類
比率分析
A：収益性
株主資本当期利益率（ROE）
総資産利益率（ROA）
売上高当期利益率
売上高経常利益率
B：安定性
流動比率
固定比率（あるいは固定長期適合比率）
自己資本比率（株主資本比率）
借入金元本返済能力
インタレスト・カバレッジ・レイシオ
C：効率性
総資産回転率
有形固定資産回転率
有形固定資産回転期間

一般に、A：収益性は、企業会計報告書上、損益計算書に係る数値を中心とした比例分析となる。その中でも、ROE（当期純利益（または経常利益）／株主資本）は企業の総合的な収益性を、ROA（金利差引前経常利益／総資産）は事業についての総合的な収益性を示すものとされる。

また、B：安定性は、企業会計報告書上、貸借対照表に係る数値を中心とした比例分析となる。その中で借入金元本返済能力（年数＝長・短期借入金合計／経常収支余剰）やインタレスト・カバレッジ・レイシオ（一般に3倍以上あれば望ましいとされる数値＝営業収支／支払利息割引料）は、キャッシュフローが重要視される今日の財務分析において、企業負債の健全性を図る主要なものとされる。

また、上記の各比率分析とは別に、収益性や安定性を推し量る重要な評価指標として以下の項目があげられる。

A 収益性（売上高・過去3年の決算状況：黒字の継続性）

B 安定性（資本金・総資産額・従業員数・創立からの年数）

(2) 産業廃棄物処理業者格付けに係る経営財務分析

上記3つの視点から経営評価の実施が可能であれば最善であるが、本検討調査では、産業廃棄物処理業者の格付けを、「排出事業者が委託した廃棄物処理について、排出事業者が被るリスクの大きさを、処理業者の諸状況を評価し、その結果を数量化して排出事業者に情報として提供するもの」とすることから、前述の比率分析その他重要な評価指標を、経営評価指標の中でも優先順位が高く、本調査に係るリスクに最も相関があるものと想定される収益性・安定性に限定した上で、以下のように整理した。

- 収益性：総資本利益率（ROA）、売上高経常利益率
- 安定性：自己資本比率、株主資本比率、借入金元本返済能力、
インタレスト・カバレッジ・レシオ
- その他：過去3年の決算状況（黒字の継続性）

上記項目につき、実地調査対象となった、A～L社までを、建設廃棄物・医療廃棄物の別、収集運搬・中間処理・最終処分の別に区分し、個別の数値を表し、かつ各々の平均値を提示したものが以下の表である。

建設廃棄物処理

会社	最新期データ		安定性関連項目				中間項目 過去3年間 黒字の継続 (当期利益)	収益性関連項目			
	資本金 (千円)	従業員 数	自己資本 比率	株主資本 比率	借入金元 本返済能 力	インタレス トカバレッ ジレシオ		直期総資 本経常利 益率	直期売上 高経常利 益率	前期売上 高経常利 益率	前々期売上 高経常利 益率
A社	20000	35	9.2	5.1	(0.7)	(625)		2.1	0.9	1.6	0.4
B社	10000	1	(13.1)	5.6	9.7	3.1		5.9	1.7	0.0	0.0
収集運搬 平均値			4.6	5.4	4.9	1.6		4.0	1.3	0.8	0.2
C社	30000	97	16.8	2.8	5.5	3.3		5.9	3.3	4.4	3.1
D社	250000	122	11.3	8.5	11.5	7.4		7.4	6.3	7.5	4.1
中間処理 平均値			14.1	5.6	8.5	5.4		6.7	4.8	6.0	3.6
E社	90000	96	7.7	0.9	8.8	4.2		11.4	11.9	8.3	7.9
F社	96000	105	5.5	5.0	1.1	13.9		1.9	1.6	7.4	7.4
最終処分 平均値			6.6	2.9	4.9	9.1		6.7	6.8	7.9	7.6

医療廃棄物処理

会社	最新データ		安定性関連項目				中間項目	収益性関連項目			
	資本金 (千円)	従業員 数	自己資本 比率	株主資本 比率	借入金元 本返済能 力	インタス トカレシ シイソ	過去年間 黒字の継 続(当期利 益)	直期総資 本経常利 益率	直期売上高 経常利益 率	前々期売上高 経常利益 率	前々期売上高 経常利益 率
G社	44250	25	11.6	43.4	5.4	6.2		8.2	3.6	0.0	0.0
H社	74880	28	7.7	3.4	14.0	不明		0.9	0.4	0.3	0.2
I社	20000	14	65.1	6.3	-	-		20.4	13.3	10.9	12.8
J社	400	12	68.2	0.9	0.0	-		18.2	8.9	8.8	4.3
収集運搬 平均値			38.1	13.5	4.8	1.6		11.9	6.5	5.0	4.3
K社	1,030,000	693	28.6	4.6	0.003	-		10.6	15.0	10.1	8.1
L社	40,000	76	(2.3)	0.6	(3.48)	(2.6)		(2.3)	(9.5)	1.6	0.7
中間処理 平均値			14.3	2.6	0.0	0.0		5.3	7.5	5.9	4.4

- 1 自己資本比率の当該調査機関産業別基準比率は 22%
- 2 総資本経常利益率の産業別基準比率は 5.32%：売上高経常利益率の産業別基準比率は 5.56%

(3) 結果分析

総合評価

相対的にみて、建設廃棄物処理事業者よりも医療廃棄物処理業者の方が安定性・収益性共に優れている。中間項目とした黒字の継続性に関しても、医療廃棄物処理業者は、ダイオキシン規制の強化に係る大幅な設備投資を実施した L 社のみが直期のみ赤字に転落しているものの、それ以外はすべてが黒字を継続している。

また、建設廃棄物事業者に関しては、最終処分業者のみが 2 社共に黒字を継続しており、収益性の結果数値を含め、最近の最終処分費用の高騰等の市場動向を反映しているともいえる。

個別評価

収益性に関しては、当該調査機関産業別基準比率に比しても、建設・医療事業者共に大きな問題は見当たらない（但し、建設・収集運搬事業者以外）。

また、安定性に関しては、自己資本比率に関しては、医療廃棄物処理事業者は問題ないが、建設廃棄物処理事業者に関しては、当該調査機関産業別基準比率に比して、若干、低い数値といえる。

(4) 本分析の限界

本調査分析に関しては、そのサンプル数が全部で 12 社ではあるものの、建設・医療の別、収集運搬・中間処理・最終処分の別に業態が分かれていることから、それをそのまま平均化して評価することはできない。そのため、各業態平均値のサンプル数は 2~4 社に留まり、また、調査対象が比較的優良企業に絞られている点において、業界の平均的数値を反映したものとはいえない。

また、前述のとおり、経営財務状況に関する数値の取扱いに関しては、経営財務状況と事業の適正性との相関関係が他業種よりも明確でない点や、情報の信頼性の問題等があることから、別途、経営財務状況に関する詳細調査を実施するなどし、業界・業態別の平均的数値の把握や、当該数値による正確な状況把握の限界の抽出等が必要となる。

6.4 今後の課題

この度の検討調査においては、前述のとおり、建設・医療の別、収集運搬・中間処理・最終処分の別に行ったことから、そのサンプル数の実態は、各業態平均値のサンプル数は 2~4 社に留まり、また、調査対象が比較的優良企業に絞られている点において、業界の平均的数値を反映したものとはいえない。また、実地調査に係る評価項目の設定に際しては、評価の客観性（個々の調査員による異なる評価結果が生じることの回避）や、処理業者側への説明可能性（外形的判断・定量的評価を中心とすることでの説明可能性の確保）へ配慮しつつ、作業現場を意識した詳細な検討を加えたとはいうものの、全体のバランスが十分にとれているとはいえない。

こうした点を払拭し、より客観性・公正性を高いものとするためには、前章において提示した数学的な手法を用いる必要がある。チェック・評価の特性ごとの相関については正準相関分析を、各項目に関する重みと業者ごとの得点値を求める際には主成分分析を用いる。そうした数学的手法を用いた重み付けの実施により、本検討調査において提示したチェック表との比較検証を行い、格

付け実施者による自らのリスク観に、こうした客観的要素を取込むことで、格付けの客観性がより高く、客観的に説明できるものとなる。

また、こうした手法は経営財務状況の各評価項目と他の評価項目との関連性を分析や重み付けにも応用が可能であり、それにより、不適正処理リスク及び事業の継続性リスク、両リスクの総合的・客観的評価が可能となる。

今回のチェックリストによる実地調査及びその結果の検討を踏まえ、実際の格付けにおいて、考慮すべき評価項目の主なものとして、次に列挙するような項目が考えられる。格付けの目的や対象に応じてこれらを取捨選択し、また、必要に応じ項目を追加するなどしたうえで、評価項目に対して重みを配分する。その上で各評価項目に対しての客観的チェック方法を割り付けて行くことになる。

収集運搬業者の評価に当たって考慮すべき主要な項目

大事項	中事項	評価項目		
許可	業の許可	有効期限内の許可が確認できる		
		事業の内容が許可証と適合している		
運搬施設	車両設備	産業廃棄物の収集運搬車両が確認できる		
		幌を掛ける等、廃棄物の飛散防止対策がなされている		
		消火器が備えられている		
		車輛点検簿をつけている		
		業務に不要な物品が車輛に搭載されていない		
		荷台に過積載のための囲いが増設されていない		
収集運搬	処理先との関係	処理を委託しようとする処分業者から忌避されていない		
		受入廃棄物の特別な容器等を定めている。又は分別して運搬することができる。		
		許可を得ていないにもかかわらず、廃棄物を保管していない		
		廃棄物を保管している場合、許可証に記載された施設で行っている		
財務管理	経理事務	産業廃棄物処理部門の経理区分が明確に行われている		
		処理料金の原価を概ね説明できる		
		同一地域内において、同種業者と比較して処理料金が乖離していないこと		
	経理的基礎	毎年度、利益が計上されている		
		財務諸表が整備されている		
		自己資本比率が3割をこえている		
		財政状態が債務超過に陥っていない		
		中小企業診断士の診断を受けている		
		事務管理	契約書	全ての排出事業者に関して、書面による処理委託が締結されている
				再委託を基本とした契約ではない
廃棄物処理法施行規則第8条の4第2項に規定する事項を満たした契約書を使用している				
契約書を5年間保管している				
記載が詳細かつ丁寧になされている				
マニフェスト	全ての産業廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる			
	施行規則第8条の2に適合したマニフェストを使用している			
	マニフェストを5年間保管している			
	マニフェスト交付及び回付事務が適切に行われている			
	電子マニフェストを使用している			
帳簿	記載が詳細かつ丁寧になされている			
	廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項に適合した帳簿を備えている			
	帳簿を5年間保管している			
記録	記録	記載が詳細かつ丁寧になされている		
		作業日報を毎日つけていることが確認できる		
事故に対する準備	危機管理体制の構築	危機管理マニュアルを作成しており、職員が理解できている		
		緊急の場合の連絡体制が作られている		
		非常訓練が定期的に行われている		

情報開示	情報開示の姿勢	各種記録、資料が整備されており、開示要求に速やかに応じている
		財務諸表の開示要求に応じている
		積替え保管施設を有している場合には、内部が外部に対してオープンにされている
管理体制	職員の管理体制	職員カード等で勤務管理がなされており、また、職員の勤務体制が確立していること
		職員の福利厚生が整備されている
		職員の離職率が高いこと
	職員の志気・態度	来客の際、挨拶がしっかりできている
		制服と制帽があり、身だしなみが整っている
教育	社内もしくは社外において、廃棄物に関する講習（法律遵守、廃棄物の取り扱い等）を過去1年に1回以上受講している。	
手順書	廃棄物の機械の運転 作業について定める手順書がある	
役員の志気	役員の志気	役員等が事業内容を全て把握しており、積極的に説明をすることができる
		事業の目的・目標、経営理念を明確に発言できる
その他	清潔保持	事務所、倉庫などの管理が適切に行われている

中間処理業者の評価に当たって考慮すべき主要な項目

大事項	中事項	評価項目
許可	業の許可	有効期限内の許可が確認できる 事業の内容が許可証と適合している
	施設の許可	許可証が確認できる
施設	施設の状況	トラックスケールがある
		破碎施設に防爆対策がなされている
		廃棄物を取り扱う区域の地面が全て舗装されている
		作業の多くを屋内で行う構造となっている
		換気装置、集塵装置など防塵対策がなされている
		敷地周囲に排水溝が巡らされている
	排水がグリストラップ、沈砂槽を経て放流される構造となっている	
施設内の運営状況	悪臭がしない	
	場内に廃棄物の飛散が見られない	
施設外の状況	場外に廃棄物の飛散が見られない	
廃棄物処理	受入廃棄物の管理	全ての廃棄物の受け入れに際して、展開チェック等を行っている。
		受け入れ廃棄物が法令の規定にもとづき保管されている
		廃棄物の保管区域が決められており、その境界が明示されている
		保管区域外で保管されていない
		塀よりも高く積み上げていない
		再生利用のため、確実な分別等の方策が講じられている
		受け入れ廃棄物の性状を分析できる体制がある
	処理量の絶対値	年間処理量が 以上である
	処理能力	実際の処理が許可証の処理能力を超えていないことが確認できる
	処理残さの保管	処理後の廃棄物の性状にてらし必要なものについて屋根の下で保管されている
残さ処分先の安定性	全ての回収資源の取引先が確認できる	
	焼却対象残さの処分先が安定的に受け入れ可能であることが確認できる	
	埋立対象残さを今後1年間は安定して処分できることが確認できる	
財務管理	経理事務	産業廃棄物処理部門の経理区分が明確に行われている
		処理料金の原価を概ね説明できる
		同一地域内において、同種業者と比較して処理料金が乖離していないこと
		財務諸表が整備されている
	経理的基礎	毎年度、利益が計上されている
		未処理廃棄物の処理に必要な費用を留保している
		自己資本比率が3割をこえている
		財政状態が債務超過に陥っていない
		中小企業診断士の診断を受けている

事務管理	契約書	全ての排出事業者に関して、書面による処理委託が締結されている
		再委託を基本とした契約ではない
		廃棄物処理法施行規則第8条の4第2項に規定する事項を満たした契約書を使用している
		契約書を5年間保管している
		記載が詳細かつ丁寧になされている
	マニフェスト	全ての産業廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる
		施行規則第8条の21に適合したマニフェストを使用している
		マニフェストを5年間保管している
		マニフェスト交付及び回付事務が適切に行われている
		電子マニフェストを使用している
帳簿	記載が詳細かつ丁寧になされている	
	廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項に適合した帳簿を備えている	
	帳簿を5年間保管している	
記録	作業日報を毎日つけていることが確認できる	
危機管理	危機管理体制の構築	危機管理マニュアルを作成しており、職員が理解できている
		緊急の場合の連絡体制が作られている
		非常訓練が定期的に行われている
情報開示	情報開示の姿勢	各種記録、資料が準備されており、開示要求に速やかに応じている
		財務諸表の開示に応じている
		施設の内部が外部に対してオープンにされている
	地域住民との関係	公害防止協定、環境保全協定を締結している場合は、それらを遵守している
		地域住民との定期的な連絡会が行われている
		施設反対の看板等が掲げられていない
職員管理	職員の管理体制	職員カード等で勤務管理がなされており、また、職員の勤務体制が確立していること
		職員の福利厚生が整備されている
		職員の離職率が高くないこと
	職員の士気・態度	来客の際、挨拶がしっかりできている
		制服と制帽があり、身だしなみが整っている
	教育	社内もしくは社外において、廃棄物に関する講習（法律、技術）を過去1年に1回以上受講している。
技術管理者	技術管理者が、常時場内にいる	
手順書	技術管理者が施設の維持管理の業務に関し熟知していること	
		廃棄物の処理作業、機械の運転について定める手順書がある
役職員の士気	役員士の士気	役員等が事業内容を全て把握しており、積極的に説明をすることができる
		事業の目的・目標、経営理念を明確に発言できる
その他	清潔保持	事務所、倉庫などの管理が適切に行われている

埋立処分業者の評価に当たって考慮すべき主要な項目

大事項	中事項	評価項目
許可	業の許可	有効期限内の許可が確認できる 事業の内容が許可証と適合している
	施設の許可	許可証が確認できる
施設	施設の状況	トラックスケールがある
		管理型にあつては、多層遮水工もしくは肉厚 1 cm以上の遮水工をもつ
		現場事務所がある
		埋立面積、降水量から計算して十分な容量の浸出水調整池をもつ
		積み荷検査施設・設備がある
		処分場の全周を囲い、施錠可能な門扉をもつ
	施設内の運営状況	施設内で悪臭がしない
		場内に廃棄物の飛散が見られない
施設外の状況	場外に廃棄物の飛散が見られない	
	敷地境界において悪臭がしない	
廃棄物処分	受入廃棄物の管理	全ての廃棄物の受け入れに際して、秤量している
		廃棄物の受け入れの度に、安定型にあつては展開検査、管理型にあつては廃棄物とサンプルの照合検査を行っている
		受け入れ廃棄物の性状分析を行える体制がある
	埋立管理	管理型処分場にあつては、浸出水の状況から、安定型にあつては内部留保水の状況から、埋め立て内部が好気性にあることが確認できる
		放流水を月 1 度以上検査し、BOD mg/L 以下を保持している
		周辺地下水をを月 1 度以上検査し、BOD mg/L 以下を保持している
		毎日即日覆土を実施していることが確認できる
処理能力	現状のペースで 1 年分以上の残余容量を有する	
埋立処分済み廃棄物	埋立処分済み廃棄物の種類および量並びに性状が記録により確認できる 管理型にあつては、埋立が長期にわたり有害物を溶出していないことが証明できる	
財務管理	経理事務	産業廃棄物処理部門の経理区分が明確に行われている
		処理料金の原価を概ね説明できる
		同一地域内において、同種業者と比較して処理料金が乖離していないこと
	経理的基礎	財務諸表が整備されている
		埋立処分終了後の維持管理費用が積み立てられている
		毎年度、利益が計上されている
		自己資本比率が 3 割をこえている
		財政状態が債務超過に陥っていない
中小企業診断士の診断を受けている		

事務管理	契約書	全ての排出事業者に関して、書面による処理委託が締結されている
		再委託を基本とした契約ではない
		廃棄物処理法施行規則第8条の4第2項に規定する事項を満たした契約書を使用している
		契約書を5年間保管している
		記載が詳細かつ丁寧になされている
	マニフェスト	全ての産業廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる
		施行規則第8条の21に適合したマニフェストを使用している
		マニフェストを5年間保管している
		マニフェスト交付及び回付事務が適切に行われている
		電子マニフェストを使用している
		記載が詳細かつ丁寧になされている
	帳簿	廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項に適合した帳簿を備えている
		帳簿を5年間保管している
記載が詳細かつ丁寧になされている		
記録	作業日報を毎日つけていることが確認できる	
危機管理	危機管理体制の構築	危機管理マニュアルを作成しており、職員が理解できている
		緊急の場合の連絡体制が作られている
		非常訓練が定期的に行われている
情報開示	情報開示の姿勢	各種記録、資料が準備されており、開示要求に速やかに応じている
		財務諸表の開示に応じている
		施設の内部が外部に対してオープンにされている
	地域住民との状況	公害防止協定、環境保全協定を締結している場合は、それらを遵守している
		地域住民との定期的な連絡会が行われている
施設反対の看板等が掲げられていない		
職員管理	職員の管理体制	職員カード等で勤務管理がなされており、また、職員の勤務体制が確立していること
		職員の相談窓口が整備されている
		職員の離職率が高くないこと
	職員の士気・態度	来客の際、挨拶がしっかりできている
		制服と制帽があり、身だしなみが整っている
	教育	社内もしくは社外において、廃棄物に関する講習（法律、技術）を過去1年に1回以上受講している
	技術管理者	技術管理者が、常時場内にいる
技術管理者が施設の維持管理の業務に関し熟知していること		
手順書	廃棄物の処理作業、機械の運転について定める手順書がある	
役員の士気	役員の士気	役員等が事業内容を全て把握しており、積極的に説明をすることができる
		事業の目的・目標、経営理念を明確に発言できる
その他	清潔保持	事務所、倉庫などの管理が適切に行われている

7. 産業廃棄物処理業者格付けの事業化の検討

産業廃棄物処理業者の格付け手法の開発が本調査の主目的であるが、ここでは、当該格付けの事業化に関して、既存業者や類似業種の実態把握・検証を行うことで、その実現可能性の高い事業化モデルを提示することとする。

前章までは、本調査の主目的に沿う形で、一定の格付けモデルを構築すべく「格付け」の定義を限定的に取扱ってきたが、本章の事業化に係る部分でいう「格付け」とは、「評価」、「Rating」といったものから、「優劣」や「×」といったものまで、事業化実態に応じた様々な「格付け」手法を前提とし、その解釈の範囲を広げ、それらの総称として「格付け」ということとする。

また、営利・非営利、あるいは民間組織や公益法人であるかを問わず、格付けを業として実施する際には、その実施主体の組織形態の検証が重要なテーマとなり得ることから、それらに関しても、若干の検証を試みることにする。

7.1 格付け事業の事例検討

(1) 格付け形態の事例検討

格付けには、それに係る評価手法以外に、格付け後の公表手法や格付け実施形態（動機付け）に関して、いくつかの異なる手法が考えられる。

まず、前者に関しては、概念的には、公開格付け・非公開格付けの別がある。また、後者に関しては、依頼格付け・勝手格付けの別やその他の格付け形態がある。

そこで、以下において、これらの概念的整理を行う。

格付け形態

(公開格付け)

依頼格付け：

格付け機関が債券の発行主体等からの依頼に基づき実施する格付け

勝手格付け：

投資家等格付け情報に対するニーズを有するものからの依頼に基づき実施する、あるいは格付け自体の汎用性や価値向上等の理由から自ら実施する格付け

(非公開格付け)

内部格付け：

内部資料としての特定事業に係るリスク評価・格付け

照会格付け(勝手格付け)：

特定企業によるリスク照会に応じた格付け

(ア)公開格付け

通常、いわゆる業として現存する格付けは、公開格付けである。このことは、外資系の格付け会社においても国内系の格付け会社においても同様であり、その格付けの種類(債券格付け・発行体格付け・優先株格付け等)から、格付け手法・プロセス、そして格付け結果や理由までを公表している。これは各格付けの客観性・透明性・信頼性を確保し、そのことによって当該格付けの商品価値を高めることを目的とするものである。

そして、こうした公開格付けを実施するにあたって、債券格付けであれば、格付け機関が債券の発行主体からの依頼に基づき実施する場合(依頼格付け)と、投資家等格付け情報に対するニーズを有するものからの依頼に基づき実施する、あるいは格付け自体の汎用性や価値向上等の理由から自ら実施する場合(勝手格付け)とがある。

依頼格付け

現存する格付け機関の事業収益の大部分を占めるのが、債券の発行主体等、被格付け会社からの依頼に基づく格付けである。これは、企業が自ら債券を発行する際、当該発行債券への社会的信頼性を確保するために一定の権威ある第三者機関による外部評価を必要とすることを背景に、当該発行企業からの依頼を受けて格付け機関が実施する格付けである。特筆すべきは、依頼格付けの場合、依頼者側の情報提供への協力度合いが高く、その入手が比較的容易であり、より確実な定量的評価の実施が可能となる点である。この点は、次に掲げた勝手格付けと大きく異なる点である。

勝手格付け

勝手格付けとは、格付け対象企業の依頼を前提とせずに実施されるものを指す。当然、被格付け企業からの格付けに係る手数料の収受は見込めない上、当該企業側は、自らの企業情報を積極的に開示するインセンティブが低いこと等から、情報提供への協力の程度が企業ごとに大きく異なる。そのため、そもそも提供される情報が極端に少ない場合も想定され、情報収集力が格付け精度を高めるための大きな要因となる。

なお、勝手格付けが実施される理由は、債券格付けの本来的な目的である投資家への情報提供に応えること、また、その対象範囲の拡大を通じた格付け自体の商品価値を向上させること等による。

(イ)非公開格付け

ここでいう非公開格付けとは、格付けした結果を、組織の内部資料として取扱うなど対外的に全く公表しない格付け（内部格付け）あるいは特定企業からの照会に応じて、当該照会申請者のみに格付け内容を公表するといった格付け（照会格付け）を示す。そのため、少なくとも、前者に関しては、本調査で示すところの格付け（排出事業者が被るリスクの大きさを、処理業者の諸状況を

評価し、その結果を数量化して情報として提供するもの)ではなく、あくまで内部資料として、一定のリスクを評価・数量化するに過ぎない(対外的な情報提供はない)。しかし、産業廃棄物処理業者の格付けの事業化に際して、こうした結果を非公開とする格付け形態も、実務上十分考え得ることから、以下において若干の考察を試みる。

内部格付け

内部格付けとは、内部資料としての特定事業(あるいは特定事業者)に係るリスク評価であり、例えば、銀行等が、自らの貸付け業務の際に、貸付に係るリスクの一要素として、自ら実施、利用することが考えられる。また、損害保険会社等が、通常の損害保険あるいは環境保険等のリスクの評価上に用いるため、自ら実施し、利用するといったことも想定し得る。また、こうした自らの事業・販売商品に係るリスク評価として内部格付けを用いる場合、自ら実施する場合もあれば、外部機関にアウトソースするような場合も考えられる。

これらは、総じて社内規定に留まり、リスク評価対象企業に対しても、格付け・評価結果の報告のみで、格付けプロセスや手法等は公開しないことが多い。また、格付け対象企業以外の世間一般に対しては、結果内容さえ公表しない場合が多い。

照会格付け(勝手格付け)

ここでいう照会格付けとは、特定企業からの照会に応じて、当該照会申請者のみに格付け内容を公表するといった格付けを意味し、例えば、中小企業庁金融課が実施している「中小企業信用リスク情報データベースプロジェクト(平成13年5月発表段階)」では、中小企業に関して、債務不履行データなど、金融機関や投資家が企業信用リスクを評価するための情報蓄積が十分でない(その結果、資金調達が容易でない)として、金融機関や投資家が中小企業の信用リスクについて信頼性の高い定量的評価を行うためのデータベースを構築し、

信用保証協会や政府系・民間金融機関等参加会員に対して、有料で提供することとしている。

これらは、排出事業者からの依頼に基づいた勝手格付けのみを実施し、当該格付け結果の集積により、結果的にデータベースを構築していく場合と、ある程度のデータベースを前もって所持しておくため、相当程度の勝手格付けを実施した上で、依頼に基づき当該データベースの拡充を図る場合とがある。

(2) 事業（商品化）形態

格付け事業には、被格付け企業に対し当該格付け情報を直接的に提供する事業形態と、被格付け企業の諸情報の入手を希望する顧客に対し格付け情報を提供する事業形態とが存する。そこで、以下において、現行の格付け事業を例にこれら異なる事業形態に関して簡単な整理を行う。

a. 格付け事業：直接的情報サービス

社債発行主体向け（債券格付け）

被格付け企業に対し当該格付け情報を直接的に提供する事業形態として、格付け会社における債券格付け等を代表とする依頼格付け事業が存する。既存の格付け会社は、当初、市場で発行されている債券のデフォルトリスク情報の入手を望む投資家等の要請を受けて格付け事業を開始していたが、その後、当該格付け情報や情報を取扱っている企業自体の社会的評価が構築されていく中で、直接金融中心の米国経済において、当該格付け結果が債券の発行主体側にとって無視し得ない存在となり、「格付け」自体が、社会インフラの一つとして機能し始めた。そうした社会動向は、バブル経済崩壊後の間接金融偏重への反省が叫ばれたわが国においても取入れられ、その結果、次第に債券の発行主体側が、その発行の際には格付け企業の「格付け」を望むようになっていった。

こうした状況の中で、債券発行主体の依頼を受けて、当該主体のデフォルト

リスクを評価・分析し、その結果を「格付け」という、将来の債務履行能力の確実性を一定の符号で表記することで手数料を収受するという事業が発展拡大し、現存する格付け企業の企業収益の大部分を占めるまでに至っている。

b. 格付け事業：間接的情報サービス

投資家向け（債券格付け）

被格付け企業の諸情報の入手を希望する顧客に対し格付け情報を提供する事業形態として、既存の格付け会社における債券格付け等を代表とする格付け情報提供事業が存する。これは前述のように、格付け会社の発足当初からの主たる事業であり、収益構造が大きく変化した現代においても、ベーシックな事業であることは変わらない。

基本的には投資家の求めに応じて勝手格付けを実施し、当該格付け結果を報告・提供することで、投資家より手数料を収受する事業であり、こうした事業が歴史的に継続されていく過程の中で、当該格付け情報が集積された結果として、格付け自体が直接金融市場を支える社会インフラの一部として機能し始め、以降の依頼格付けの増加傾向が更なる格付け情報の精緻化や量的拡大につながり、当該格付け情報自体の価値を一層高めることに成功している。

銀行向け

銀行が企業から借入れを求められる場合、その貸付に係る当該企業の債務返済能力を分析する必要がある。その場合、自社内の規定に基づく調査を実施するのが常であるが、金額の多寡や貸付先の特殊性に応じて、当該分析に係る外部専門機関に対し、調査等を依頼する場合が存する。こうした中で、当該分析結果を数量化し一定の表記方法で示す事例の代表例が、中小企業信用リスク情報データベースプロジェクトである。その概要は以下のとおり。

中小企業信用リスク情報データベース（CRD）の概要

(1) CRD (Credit Risk Database) の意義

CRD によってもたらされる「デフォルト率」等の情報が精緻化・共有化されることにより、以下の効果が見込まれる。

信用リスクに見合った適正な金利等の設定（担保に依存しない融資の拡大）に寄与

金融資本市場における中小企業の信用リスク評価の標準的手法の提供（中小企業が有する売掛債権や中小企業向け貸付債権の流動化等を通じた新たな資金調達手段の開拓）

金融機関の中小企業向け貸出資産ポートフォリオの的確な把握（自己査定や新BIS規制等への的確な対応）

その他、信用保証料へのリスクの反映、審査業務の効率化等を含む信用保証協会の業務体系及び制度設計の抜本的な見直し等、中小企業の資金調達の円滑化・多様化の実現

(2) CRD のサービス内容

提供サービス

- 財務内容
- 非財務内容
- デフォルトデータ（延滞（3か月）、実質破綻、破綻並びに保証協会の代位弁済）

サービス形態

- スコアリングサービス
ユーザが融資申込み等を受けた企業の財務データ等をCRDセンターに照会し、CRD標準スコアリング・モデルに基づくスコア（評点）を、照会ユーザのみに示すサービス（インターネットを介したブラウザ・スコアリングサービスと会員独自のローカルサイト構築支援サービス）
- サンプルデータサービス
他のユーザが提出した企業ごとの財務・非財務・デフォルトデータを、企業を識別できないように加工して提供するサービス（各ユーザが独自に開発するスコアリング・モデルや内部格付けシステムの精度向上のためのデータ・プールとして活用）
- 統計情報サービス
企業群ごとのデフォルト確率の平均値・分布等の統計情報を提供するサービス（センター側データベースからの提供と、ローカルサイトでの運用支援サービス）

c. その他

上に記してきたように、直接的・間接的な格付け情報の提供サービス事業が実施されているが、他にも、格付け事業に類似する事業形態が存する。そこで、そうした事例概要を以下において整理・提示する。

直接的情報サービス（行政評価）

国及び地方自治体の財政状態の悪化が社会問題化している中で、行政が実施している様々な事業の定量的な評価の必要が叫ばれ、近年、地方自治体を中心に、個別の事業評価が外部専門機関により実施され始めている。また、そうした動きは自治体財政状況全般の評価の実施に発展してきており、こうした評価の継続は、他自治体との比較可能性や各評価項目の平均値の抽出を可能とすることとなり、将来的な格付けへの発展が考えられる。

間接的情報サービス

保険会社向け

自らの事業リスクを回避するために、詳細な顧客情報の入手が不可欠な点においては、保険会社も銀行と同様である。その場合、自社内の規定に基づく調査を実施する場合が常であることも銀行の貸付業務に類似するが、金額の多寡や保険商品の特殊性、あるいは被保険会社（あるいは被保険者）の特殊性等に応じて、当該分析に係る専門性を有する外部機関に対し、調査等を依頼する場合が存する。

そうした求めに応じ、当該分析結果を数量化し一定の表記方法で示す作業を実施している機関として、現状においては、保険会社内の一部門、あるいは子会社等関連会社、または外部専門機関が担っている。

証券会社向け

最近では、エコファンド等、特殊な企業評価指標を売りとした債券の発行・

販売がなされているが、こうした特殊性の評価・分析に関しては、外部の専門機関が実施しているケースが存する。エコファンドの場合、社債の発行を予定する企業の環境事象への取組み状況を、一定の尺度で評価し、環境に優れた取組みを実践している企業とみなされて初めて当該ファンドの発行が可能となるため、こうした専門機関による、いわゆる環境格付けがその発行・販売において重要となる。そして、当該格付けは、証券の開発・販売元である証券会社により依頼がなされ、また、その手数料の支払い元となっている。

ビジネス・リスク・コンサルティング・サービス

最近の不良債権問題や会計監査の限界等を背景とするリスク・マネジメント・ブームに乗って、企業が、自らの顧客企業が抱え得る不正経理や資金横領問題、欠陥商品等のリスクを事前に調査分析することを希望し、それに応じる形で、外部の専門機関が、当該顧客企業のリスク評価を実践した上で、評価結果を報告・提供するサービスが実施されはじめており、現在、その依頼件数を伸ばしている。こうしたサービスの継続は、同業他企業との比較可能性や各評価項目の平均値の抽出を可能とすることとなり、将来的な格付けへの発展が考えられる。

(3) 産業廃棄物処理業者の格付け及び事業形態

これまで述べてきたように、格付けには、格付け自体の形態の別、その事業形態の別がいくつか見られるが、本調査対象である産業廃棄物処理業者の格付け形態及びその事業形態として、実現可能性の高いモデルを以下において整理し、提示する。

産業廃棄物処理業者格付けの形態及びその事業形態

公開・勝手格付け	: その実施には工夫や格付け機関の情報収集能力等が必要
非公開・依頼格付け	: その事業目的や企業規模如何では可能
公開・内部格付け	: 実施可能
非公開・照会(勝手)格付け	: 実施可能

a. 公開・勝手格付け

ここでいう公開・勝手格付けとは、産業廃棄物の排出事業者が、自らの適正な処理委託を確保するために、格付け機関に対し、適正処理業者情報の提供を求める、あるいは、既存の利用処理業者の適正処理の确实性の程度の評価・格付けを依頼する格付け事業形態を意味し、その結果は常に公開されることを想定する。こうした格付け事業形態は、既存の債券格付けにおける投資家への情報提供型事業と同様であり、基本的に、依頼者である排出事業者側が当該格付けに係る手数料を格付け機関に対して支払うことが想定される。

こうした格付け事業形態は、格付け依頼者が排出事業者であることから、潜在的な事業対象者数は公開・依頼格付けを大幅に上回ることになるが、反面、格付け情報を公開することに鑑み、公開される当該格付け結果のみを利用する排出事業者、いわゆるフリーライダーが多数存在することが想定される。そのため、通常の公開型の事業形態とは異なる事業手法を検討する（有料で公開する等）ことが考えられる。また、勝手格付けとなることから、被格付け業者側の協力が得られ難いこと、結果の公表に対する抵抗が強いことも大いに予想されるため、格付け機関には、高い情報収集能力が必要とされると考えられる。こうした事業の実現に係るメリット・デメリットを整理したものが以下である。

公開・勝手格付け

(メリット)

多数の潜在的事業対象：

格付け依頼者が排出事業者であることから、その潜在的事業規模は広い。

客観性・信頼性：

排出事業者の依頼により行われている格付けであることから、信頼性の低い格付けは不利となり、信頼性の高い格付けが行われるインセンティブが働く。また、高い格付けがなされうる処理業者にとっては、客観性の高い評価により優良業者と評価されるというメリットがある。

(デメリット)

格付けの困難性：

勝手格付けが中心となることから、被格付け業者のメリットがないと認識されれば、格付け作業に対する被格付け業者側の積極的な協力が得難い。

公開の困難性：

格付けされる側の依頼なしに、勝手に格付けを実施し、その結果を公開することになるため、公開自体への抵抗や、公開内容に対する反論・クレーム等が多々生じる可能性がある。

フリーライダー問題：

排出事業者は、自ら依頼をせずとも、(詳細情報の入手は困難だとしても)格付け結果を知り得ることから、手数料を払ってまで格付け依頼を行うインセンティブが低く、その程度次第では事業性に支障をきたす恐れがある。このため、有料で公開する等の手法を検討することが必要と考えられる。

b. 公開・依頼格付け

ここでいう公開・依頼格付けとは、産業廃棄物処理業者が、自らの処理の適正性をアピールするために、格付け機関に対し自社の処理実態に係る適正処理の确实性の程度の評価・格付けを依頼し、その結果を公表する格付け事業形態を意味する。こうした格付け事業形態は、既存の債券格付け事業と同様であり、基本的に、依頼者である処理業者側が当該格付けに係る手数料を格付け機関に対して支払うことが想定される。

こうした格付け事業形態は、その格付け対象となる依頼者側の協力が得られることから、適正・确实な格付け情報の収集・分析が可能となる。その反面、費用のかかる格付けを依頼し、その結果の公表に積極的な処理業者を本格付け事業市場の主たる対象とすることから、格付け機関の企業体力が問われる。こうした、事業の実現に係るメリット・デメリットを整理したものが以下である。

公開・依頼格付け

(メリット)

格付けの容易性：

格付け対象業者が格付け作業自体に協力的なため、确实な定性・定量評価や格付けが容易となる。

公開の容易性：

自ら積極的に格付けを求めることから、その適正性に自信がある企業が参加する可能性が高く、同時に結果の公開に対する許容性も高いことが想定される。

(デメリット)

事業規模の発展拡大の困難性：

自らの処理の適正性に自信のある、あるいは積極的な対外的アピールの実施を求める処理事業者が、事業の発展継続を可能とするほど存在するかは疑問である。(当初より他の事業とのシナジーを求める企業であれば対応可能)

客観性・信頼性：

処理業者の依頼による格付けであり、格付けの差異がなければ信頼されないため、客観性・信頼性が確保されていることについて、格付け機関が十分説明するなど格付けの客観性・信頼性を高める取り組みが必要である。

c. 非公開・内部格付け

ここでいう非公開・内部格付けとは、産業廃棄物処理業者から事業資金の借入れ依頼を受けている銀行や、損害保険への加入を求められている保険会社が、自らの事業リスク管理の一環として、産業廃棄物処理業者の処理の信頼性の度合いを評価・格付けする行為を自ら実施・利用するか、あるいは外部専門機関に依頼し、その格付け結果を依頼者である銀行や保険会社等のみに公表する格付け事業形態を意味する。こうした格付け事業形態は、前者であれば、既存事業のリスク管理の一部であり、事業化ではない。それに対して、後者は、基本的に、依頼者である銀行や保険会社が当該格付けに係る手数料を格付け機関に対して支払うことが想定される。

こうした格付け事業形態（銀行等が自ら実施する場合を除く）は、資金の借入れの実行や借入利息の高低に差が生じるような場合、あるいは保険料率の算定に差が生じる場合等、その状況次第では、被格付け業者側の協力が得られることから、適正・確実な格付け情報の収集・分析が可能となる。また、結果も公開されることがなく、関係者間のみでの情報共有となることから、格付けされる側への影響も最小化できる。逆に、被格付け業者側へのメリットが存しない場合は、当該格付けへの積極的な協力は困難となることが想定される。こうした、事業の実現に係るメリット・デメリットを整理したものが以下である。

非公開・内部格付け

(メリット)

格付けの容易性（被格付け業者のメリットがある場合）:

格付け対象業者が格付け作業自体に協力的なため、確実な定性・定量評価や格付けが容易となる。

被格付け業者側への影響の最小化:

適正処理の確実性の程度が低く評価・格付けされた場合でも、当該結果は内部資料として関係者間外秘とされることから、被格付け業者側への影響が最小化できる。

事業規模の発展拡大の可能性:

特別融資制度や環境保険の創設等、新たな金融商品等への発展や、それに伴う事業領域の発展が可能である。

(デメリット)

格付けの困難性（被格付け業者のメリットがない場合）:

勝手格付けが中心となることから、格付け作業に対する被格付け業者側の積極的な協力が得難い。

d. 非公開・照会(勝手)格付け

ここでいう非公開・照会格付けとは、産業廃棄物の排出事業者が、自らの適正な処理委託を確保するために、格付け機関に対し、適正処理業者情報の提供を求める、あるいは、既存の利用処理業者の適正性処理の確実性の程度の評価・格付けを依頼する格付け事業形態を意味し、その結果は原則非公開とする。こうした格付け事業形態は、金融機関や投資家が中小企業の信用リスクについて信頼性の高い定量的評価を行うためのデータベースを構築し、信用保証協会や政府系・民間金融機関等参加会員に対して、有料で提供することを想定する「中小企業信用リスク情報データベース（CRD）プロジェクト」の事業形態と類似しており、基本的に、依頼者である排出事業者側が当該格付けに係る手数料を格付け機関に対して支払うことが想定される。

こうした格付け事業形態は、格付け依頼者が排出事業者であることから、多

数の潜在的な事業対象者数が見込まれる。また、公開・勝手格付けと異なり、格付け情報は依頼者以外への公開は行われなことから、いわゆるフリーライダー問題も生じない。そして、非公開・内部格付け同様、結果が非公開とされ、関係者間のみでの情報共有となることから、格付けされる側への影響も最小化できる。但し、被格付け業者側から見れば勝手格付けと同様であることから、当該処理業者側の協力を得ることは困難である。こうした事業の実現に係るメリット・デメリットを整理したものが以下である。

非公開・照会(勝手)格付け

(メリット)

多数の潜在的な事業対象者：

格付け依頼者が排出事業者であることから、その潜在的な事業規模は広い。

被格付け業者側への影響の最小化：

仮に適正処理の確実性の程度が低く評価・格付けされた場合でも、当該結果は内部資料として関係者間外秘とされることから、被格付け業者側への影響が最小化できる。

事業規模の発展拡大の可能性：

排出事業者だけでなく、銀行や保険会社等が顧客となることも想定され、それに伴う事業領域の発展が可能である。

(デメリット)

格付けの困難性：

勝手格付けが中心となることから、格付け作業に対する被格付け業者側の積極的な協力が得難い。

7.2 格付け事業主体の検討

(1) 格付け機関の検討

現在、継続して格付けを主たる事業としている機関は、債券格付けをその事業の中心とする、既存の格付け会社のみである（前述の CRD は、平成 14 年 3 月現在、構築段階にある）。そのため、ここでは、こうした格付け企業の組織形態等を概観することで、発展継続的な格付け事業の実施が可能な格付け機関としての組織性を検討・整理する。

a. 既存の格付け会社の組織的位置付け

現在、世界的に「格付け（Rating）」という言葉がよく使われるようになりつつあるが、これは、金融市場のボーダーレス化という背景の下、米国系の格付け会社が実践する「格付け」の社会インフラ化の進捗に拠るところが大きい。こうした米国系格付け会社による格付けの社会的影響の程度は、国際企業から中央・地方政府による債券の発行及びその後の市場評価に多大な影響を与えるまでになっている。

こうした状況を生み出している背景には、格付け結果の信憑性の高さを中長期に渡り誇ってきている、格付け会社の実績に裏打ちされたブランド力の形成に拠るところが大きい。それでは、何故、そうした信頼性の高い情報収集・分析・結果の公表を継続的に可能となったのかを、以下において整理する。

「格付け」業務の要件（スタンダード&プアーズ社資料抜粋）

- | | |
|-----|---|
| 独立性 | <ul style="list-style-type: none">● 組織として独立しており、利害関係者の影響を受けないこと● 規制からも自由であること（が望ましい） |
| 客観性 | <ul style="list-style-type: none">● 格付けは複数のアナリストからなる格付け委員会で決定● 決定された格付けは個人のものとしてではなく会社のものとして発表 |
| 透明性 | <ul style="list-style-type: none">● 手続き、手順（格付根拠）等が明らかにされていること● 結果が広く知られていること |
| 信頼性 | <ul style="list-style-type: none">● 高い専門性を備えたスタッフを要していること● ベンチマークとしての精度、一貫性を保つ工夫が組織に落とし込んであること● パフォーマンスのレビューをしていること |

独立性

格付け自体が、投資家や債券の発行主体等、多くの利害関係者に対する影響力を有することから、格付け実施主体の組織的独立性の確保は必須である。そうした独立性を確保するためには、組織構造上、以下の点が重要である。

- 株主構成：株主に利害関係者を含めない
- 役員構成：役員（社外役員）に利害関係者を含めない

また、中央・地方政府の発行債券に関しても格付けを実施していることから、証券業界・銀行業界等のように政府による諸規制の拘束を受けない、社会的中立性を確保した組織であることが望まれている。

客観性

如何に多数の優れたアナリストを擁する組織であったとしても、そのつど属人的な格付けが実施されていたのでは、市場において信頼される客観的情報として取扱われることはない。そのため、多数の優れたアナリストの分析結果を基に、それらを組織として検討・吟味、最終的な意思決定をする必要がある。

このことは、組織としての格付けプロセスが確立し、そうした手続きを踏まなければ、格付け自体が実施・表象し得ない組織構造の確立を意味する。

透明性

上記、客観性の確保で示した格付けに係る意思決定プロセスの客観性を担保しうる組織の確立は、その確立自体に留まらず、当該プロセスの対外的公開が必要となる。また、そうした対外的公開は、プロセスの公正性の担保を要求されるだけでなく、結果に関しても同様であり、広く対外的に公開される必要性が生じる。

信頼性

格付け自体の信頼性の確保に関しては、格付けプロセスとの関連性が高いが、それは公正性の確保の問題ではなく、格付けのための情報収集・分析・加工といった一連の作業及び成果物のクォリティー確保の問題である。

そうした信頼に足るクォリティーを確保するためには、まず、対外的説得性を備えた専門スタッフの確保（養成）が必須となる。また、スタッフが分析する際に用いる評価手法及び評価基準が組織内に確立していなければならない。そして、そうした独自の評価手法・基準に従った、高い専門性を備えたスタッフによる分析結果が、誤謬なく判断・意思決定へとつながるためには、社内の異なる複数の視点によるレビュー体制が確立していることも重要である。

こうした、個人の高い専門性と、評価手法・評価基準の開発・使用、組織内チェック体制の確立のすべてが、社会的信頼性の確保には必要不可欠といえる。

b. その他必要とされる要素

ブランド・オーソリティーの確立

米国系格付け会社が、その独立性・客観性・透明性・信頼性を有する組織・格付け体制を確立することで、過去 100 年に及ぶ格付け実績を誇り、そうした

実績に裏打ちされた企業のブランド力が形成されることで、債券発行に係る社会システム的一端を担う存在になっている。逆に、こうした事実から、格付け機関として社会的に認定・利用されるためには、一定のブランド力を有することの必要性が見えてくる。

しかし、こうしたブランドや権威は容易に確立し得るものではなく、例えば、米国系格付け会社も、百年に及ぶ実績に基づき徐々に当該ブランド・オーソリティーを形成してきているのが現実である。

社会的必要性

債券の発行に関して、多くの企業が資金調達の一手法として利用すると同時に、投資家サイドにおいても、その投資対象の一商品として重要な位置を占めており、こうした債券の発行システムにおいて、発行者側にとっては、自らの発行債券の信頼性を客観的に証明する手段として、また購入する側両者にとっては、自ら債券を購入する目安の手段として、格付け機関における格付けは必要不可欠な存在となっている。

社会的に必要な機能であり、かつ、上記で示したブランドを確立し、特定の社会システム機能として確固たる存在と社会的に認知されることで、初めて、格付けされる側・格付け情報を利用する側両者にとっても有用な（あるいは不可欠な）存在となり得る。

(2) 産業廃棄物処理業者の格付け機関とは

前述のように、格付け機関は、その組織としての独立性・客観性・透明性・信頼性等を確保し、社会的必要性を背景としつつ、ブランドを創出していくことが必要である。このことは、産業廃棄物処理業者の格付けを実施する機関においても参考とすべき点が多い。そこで、そうした観点から、以下において、先の格付け事業形態の議論を踏まえつつ、産業廃棄物処理業者格付け機関とし

での組織性を整理する。

a. 公開格付け実施機関

依頼・勝手の別なく、公開格付けを実施する場合は、債券格付けと業態（格付け形態及び事業形態）が近似することからも分かるように、組織的な信頼性等の確保はもちろんのこと、ブランドの確立が必要となる。

b. 非公開格付け実施機関

非公開格付けを実施する場合は、そのサービス形態・内容によって、組織に要求される諸要素は異なる。例えば、内部格付けであれば、組織の独立性や透明性の必要の程度は低い。照会格付けであれば、客観性や信頼性の必要の程度は高くなる。いずれにしても、事業の継続性・発展性を確保するためには、ブランドの確立も必要となる。

8. おわりに

現在、産業廃棄物を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えている。特に、平成 12 年の廃棄物処理法の改正により、排出事業者責任が強化されたことから、適格な産業廃棄物処理業者の選定のための評価や格付けが注目されつつある。

また、こうした「産業廃棄物処理業者の格付け」に対する要請は、排出事業者の側だけでなく、産業廃棄物処理事業者側においても、その自らの処理適格性に対する客観的評価に資するものとして期待をもって受けとめる傾向もみられ、早期実現が強く望まれるようになってきている。

本検討調査は、このような状況を踏まえ、適格な産業廃棄物処理業者の選定のための一手法として、また、優良な産業廃棄物処理業者を評価することにもつながることから、処理業者の適正性・信頼性を的確に把握可能な「産業廃棄物処理業者の格付け」手法の開発を試みたものである。

調査を実施するにあたっては、他分野に現存する格付けの手法を参考にしつつ、産業廃棄物処理業の特殊性を勘案しながら、分かり易い評価軸や評価指標を見出すことに努め、また、曖昧な指標や表現等を極力排して、実現可能性の高い項目に絞り込んで例示し、チェック表などの設計のイメージが容易に持てるように配慮しながら取りまとめを行ったものである。限られた時間の中での調査であり、産業廃棄物処理業の特異性を十分に加味できていない部分があることもお含み置きいただきながら、それぞれの分野において、本報告書を参考として活用していただければ幸いである。

この調査報告が一つのきっかけとなって、「産業廃棄物処理事業者の格付け」が新たなビジネスとして早期に実現し、適正な産業廃棄物の処理が進展するとともに、静脈産業の活性化や環境ビジネス全体の発展・拡大に繋がっていくことを期待するものである。